

留学生の受入れ推進施策に関する
政策評価書

平成 17 年 1 月

総 務 省

前 書 き

我が国の留学生政策は、国際交流の一環として、留学生の受入れを促進することにより、「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高めるとともに、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与し、さらに、開発途上国の場合にはその人材養成に協力する」ことを目的として実施されてきている。

留学生政策については、我が国の留学生受入れ数が先進諸国の中にあって際立って少ないことを背景に、「21世紀への留学生政策に関する提言」(昭和58年8月31日。21世紀への留学生政策懇談会(文部大臣の懇談会))、「21世紀への留学生政策の展開について」(昭和59年6月29日。留学生問題に関する調査・研究に関する協力者(文部大臣の懇談会))及び「教育改革に関する第2次答申」(昭和61年4月23日。臨時教育審議会)において、21世紀初頭に留学生の受入れ規模を先進諸国並みとするいわゆる「留学生受入れ10万人計画」の実施及びその推進が提言された。

国は、これら提言等を踏まえ、「臨時教育審議会の第2次答申に関する対処方針について」(昭和61年5月1日閣議決定)に基づき、関係省庁等の連携協力の下に、国費留学生数の増員、私費留学生への学習奨励費支給の拡大、留学生宿舍の整備、留学生の入国・在留に係る規制の緩和、国内外での留学希望者に対する情報提供・相談の実施等の留学生受入れ推進施策を実施している。

この政策評価は、留学生の受入れ推進施策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を行い、関係行政の今後の在り方の検討に資するため実施したものである。

目 次

	頁
第 1 評価の対象とした政策等	1
1 評価の対象とした政策	1
2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期	1
3 評価の観点	1
4 政策効果の把握の手法	1
5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項	2
6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する 事項	2
第 2 政策の概要	3
1 政策の背景事情等	3
2 施策の内容	4
第 3 政策効果の把握の結果	8
1 留学生受入れ目標の達成状況	8
2 施策推進のための国の行政コスト等	11
3 留学生受入れ目標達成の要因等	21
4 「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高める」等の達成状況	30
5 学業成績等留学生の質	38
6 質の向上を図るための方策	44
7 卒業後の活動の場の確保	53
第 4 評価の結果及び意見	61
〔関係資料編〕	
資料 1 本評価に係る調査担当部局、調査対象機関等	64
資料 2 政策評価・独立行政法人評価委員会について	65

資料3

3 - 1 - 1	留学生数の推移（各年5月1日現在）	66
3 - 3 - 1	留学生の入国・在留に係る主な規制緩和	67
3 - 3 - 2	留学生及び就学生に対する在留資格審査の強化内容 （平成15年12月）	68
3 - 3 - 3	留学生の出身国別構成比の推移	69
3 - 3 - 4	中国及び韓国から我が国への留学生が増えた要因等	70
3 - 3 - 5	出身国別の国費留学生数及び私費留学生数の推移 （各年5月1日現在）	71
3 - 3 - 6	出身国別の私費留学生の国費留学生に対する割合の推移	73
3 - 3 - 7	国費留学生数の出身国別構成割合の推移	74
3 - 3 - 8	出身国別国費留学生数及びその構成比の推移 （各年5月1日現在）	75
3 - 3 - 9	日本への留学生の出身国における留学先トップ10 - 留学生受入れ推進施策開始当時(昭和58年(1983年)頃) -	76
3 - 3 - 10	日本への留学生の出身国における留学先トップ10 - (平成10年(1998年)) -	77
3 - 5 - 1	留学生及び日本人学生の学位取得状況（平成13年度）	78
3 - 5 - 2	留学生の事由別退学・除籍者数の推移	79
3 - 6 - 1	大使館推薦留学生の転学事例の内容	80
3 - 7 - 1	東京外国人雇用サービスセンターの新卒留学生向け 求人情報	84
3 - 7 - 2	ハローワーク・インターネットサービスの求人一覧画面	84
3 - 7 - 3	ハローワーク・インターネットサービスの求人企業名等 を含む詳細情報	84
3 - 7 - 4	今後充実を希望する支援（複数回答）	85
3 - 7 - 5	就職を希望する留学生に対する就職支援状況	86
3 - 7 - 6	在留資格「留学」又は「就学」から就労のための在留資格 への変更申請件数の推移	86

第1 評価の対象とした政策等

1 評価の対象とした政策

留学生の受入れ推進施策については、「21世紀への留学生政策に関する提言」(昭和58年8月31日。21世紀への留学生政策懇談会(文部大臣の懇談会))、「21世紀への留学生政策の展開について」(昭和59年6月29日。留学生問題調査・研究に関する協力者(文部大臣の懇談会))及び「教育改革に関する第2次答申」(昭和61年4月23日。臨時教育審議会)において、「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高めるとともに、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与し、さらに、開発途上国の場合にはその人材養成に協力する」ことを目的とし、21世紀初頭に留学生の受入れ規模を先進諸国並みとするいわゆる「留学生受入れ10万人計画」の実施及びその推進が提言された。

国は、これら提言等を踏まえ、「臨時教育審議会の第2次答申に関する対処方針について」(昭和61年5月1日閣議決定)に基づき、関係省庁等の連携協力の下に、国費留学生数の増員、私費留学生への学習奨励費支給の拡大、留学生宿舍の整備、留学生の入国・在留に係る規制の緩和、国内外での留学希望者に対する情報提供・相談の実施等の留学生受入れ推進施策を実施している。

本評価書においては、これらの留学生受入れ推進施策を評価の対象としている。

2 評価を担当した部局及びこれを実施した時期

総務省行政評価局 評価監視官(国土交通担当)

平成15年8月から17年1月

[関係資料1参照]

3 評価の観点

留学生受入れ推進施策について、総体としてどの程度効果を上げているかなどの総合的な観点から、一括して、全体として評価を行った。

4 政策効果の把握の手法

留学生数、国費留学生数及び私費留学生数の増減状況等について調査・分析

留学生、留学終了者(日本国内在住者、帰国者)、指導教職員及び企業へのアンケート調査により、留学動機や留学生受入れ施策に対する満足度等を調査・分析(注)

留学生の受入れに影響を及ぼす要因(外部要因)の把握・分析

留学生受入れに関する行政コスト等の把握・分析

(注) このアンケート調査は、以下の5つの部分によって構成されている。

) 留学生に対するアンケート調査(抽出調査対象者数4,810人。以下「在邦留学生に対するアンケート調査」という。)

) 留学終了者(国内在住者)に対するアンケート調査(抽出調査対象者数270人。以下「元留学生に対するアンケート調査」という。)

) 留学終了者(帰国者)に対するアンケート調査(抽出調査対象者数1,300人。以下「帰国留学生に対するアンケート調査」という。)

) 留学関係者(指導教職員)に対するアンケート調査(抽出調査対象者数423人。以下「留学生指導教職員に対するアンケート調査」という。)

) 留学生の採用実績のある企業に対するアンケート調査(抽出調査企業数135社。以下「留学生採用企業に対するアンケート調査」という。)

5 学識経験を有する者の知見の活用に関する事項

本政策評価の企画立案及び評価書の取りまとめに当たって、政策評価・独立行政法人評価委員会及びその下に置かれている政策評価分科会の審議に付し意見を得た。

[関係資料2参照]

平成15年 7月25日(金) 政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会
" 12月18日(木) 第27回政策評価・独立行政法人評価委員会、政策
評価分科会及び独立行政法人評価分科会の合同会議

平成16年 10月8日(金) 政策評価・独立行政法人評価委員会政策評価分科会
なお、上記委員会等における議事要旨及び議事録は、総務省ホームページに公表
されている。(http://www.soumu.go.jp/hyouka/seisaku-hyoukaiinkai.htm)

6 政策の評価を行う過程において使用した資料その他の情報に関する事項

当省が実施した調査(アンケート調査を含む。)の結果のほか、主として以下の資料を使用した。なお、アンケート調査結果は、総務省ホームページ「政策評価結果」(http://www.soumu.go.jp/hyouka/kekatou_f.htm)の本評価書の項目を参照。

文部科学省「学校基本調査」等

法務省「出入国管理統計年報」、「在留外国人統計」等

第2 政策の概要

1 政策の背景事情等

「21世紀への留学生政策に関する提言」(昭和58年8月31日。21世紀への留学生政策懇談会)によると、留学生政策については、次のように認識されていた。

21世紀に向かって、我が国に対する国際的期待は、国力の充実とともに各分野において一層強まり、我が国の国際的に果たすべき役割も、ますます重要度を加えるに至るものと考えられる。

特に、その存立と繁栄を諸外国との円滑な関係の維持・発展に依存している我が国としては、各分野における国際交流や広報活動を通じて諸外国との間に相互理解を増進し、相互信頼に基づいた友好関係を築いていくことが極めて重要である。

このような状況の下で、教育の国際交流、特に留学生を通じての高等教育段階における交流は、我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高めるとともに、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与し、さらに、開発途上国の場合にはその人材養成に協力するところに、その重要な機能をもつと考えられる。

留学生政策を通ずる開発途上国の人材養成への協力は、今日ますます重要性を帯びてきているといえよう。

さらに、我が国の大学等で学んだ帰国留学生が、我が国とそれぞれの母国との友好関係の発展、強化のための重要なかけ橋となることをあわせて考えると、21世紀を望む日本にとって、留学生政策は、その文教政策、対外政策の中心に据えてしかるべき重要国策の一つであるといっても過言ではないであろう。

我が国の留学生受入れ数は、先進国の中にあっては、際立って少ない。

また、同提言では、「21世紀に向けての留学生政策は、まず留学生受入れの規模の拡大を前提として展開されなければならない。例えば、1990年頃には現在のイギリス、西ドイツ並みの、21世紀初頭には現在のフランス並みの留学生を受け入れることを想定して、留学生政策を総合的、構造的に推進することが強く要請される。」とし、そのために講ずべき施策が示され、また、これを達成するため、国費留学生については、その受入れを拡充するとともに、それを呼び水として私費留学生(外国政府派遣留学生を含む。以下同じ。)の受入れを推進するとの私費留学生受入れの牽引力としての役割が期待された。

また、「21世紀への留学生政策の展開について」(昭和59年6月。留学生問題調査・研究に関する協力者)では、留学生10万人受入れのためのガイドライン

及び留学生受入れの増大に対応して講ずべき基本的な方策についての検討結果が整理されるとともに、留学生 10 万人を受け入れる際には、国費留学生と私費留学生の割合は 1 対 9 との見通しが立てられた。

さらに、「教育改革に関する第 2 次答申」(昭和 61 年 4 月。臨時教育審議会)では、「留学生の受入れの飛躍的な拡大を図る」べきとして、「現在、政府は、21 世紀への留学生政策懇談会の報告を踏まえ、21 世紀初頭には約 10 万人の留学生を受入れることを目標とした施策を展開しつつある。留学生受入れの飛躍的拡大を実現していくためには、文部省や個別大学を中心とした対応にとどまらず、草の根の国民レベルからの盛り上がり極めて重要である。したがって、今後、大学はもとより関係省庁、地方公共団体、民間法人・団体等の連携協力を強化する必要があり、この際、これら関係者の参画する留学生受入れ推進のための体制を整備し、官民一体となった対応を進める必要がある。」としている。

上記の答申を受けて、国は、「臨時教育審議会の第 2 次答申に関する対処方針について」(昭和 61 年 5 月 1 日閣議決定)において、臨時教育審議会の「教育改革に関する第 2 次答申」を最大限に尊重しつつ、教育改革を効果的に推進することとし、総合的観点から所要の改革方針の検討、立案等を進め、逐次その実現を図るものとするとした。

2 施策の内容

留学生受入れ推進施策は、上述第 1 の 1 のとおり、「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高めるとともに、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与し、さらに、開発途上国の場合にはその人材養成に協力する」ことを目的とし、21 世紀初頭に留学生の受入れ規模を先進諸国並み(10 万人)にすることを目標としていた。この目標を達成するため、国費留学生については、その受入れを拡充するとともに、それを呼び水として私費留学生の受入れを推進するとの私費留学生受入れの牽引力としての役割が期待されていた。

- (1) 国費留学生は、昭和 29 年に受入れを開始されたものであり、在外公館が公募等を行って推薦した者、外国大学と協定を結んでいる本邦の大学が推薦した者及び本邦の大学が推薦した在邦私費留学生の中から、文部科学省の選考により採用される(平成 16 年 9 月現在、国費留学生の内訳は、上記 が約 5 割、 が約 4 割、 が約 1 割)。国費留学生には、7 つの種類(研究留学生、教員研修留学生、学部留学生、日本語・日本文化研修留学生、高等専門学校留学生、専修学校留学生、ヤング・リーダーズ・プログラム(YLP)留学生)

がある。

その主な金銭的支援の内容は、次のとおりである。

奨学金（平成 16 年度、大学院レベルは月額 17 万 5,000 円、学部レベルは月額 13 万 5,000 円）の支給

入学金・授業料については、国立大学等の場合は不徴収、公私立大学等の場合は、原則として文部科学省が負担

渡航のための往復航空券の支給

渡日一時金（一律 2 万 5,000 円）の支給

- (2) 私費留学生については、学業が優秀で、かつ、生活が困窮している者に対して、独立行政法人日本学生支援機構（以下「学生支援機構」という。）(注1) が学習奨励費（奨学金）を支給している。平成 16 年度における学習奨励費の金額は、大学院レベルで月額 7 万 3,000 円、学部レベルで月額 5 万 2,000 円である。また、私立の大学及び短期大学が授業料を減免した場合には、当該減免額の一部（平成 16 年度は、授業料の 3 割を限度）を文部科学省が補助している。

なお、学生支援機構は、本邦大学等における私費留学生の選考に資するため、日本留学試験（日本語能力及び基礎的教養に関する試験）(注2) を国内外で実施しており、また、同試験の成績優秀者に対して、学習奨励費の支給の予約(注3) を与えている。

(注1) 日本学生支援機構とは、平成 16 年 4 月に、() 特殊法人日本育英会が実施してきた奨学金貸与事業、() 財団法人日本国際教育協会、財団法人内外学生センター等が実施してきた留学生交流事業及び() 国が実施してきた学生支援事業を整理・統合し、設立された独立行政法人。私費留学生に対する学習奨励費の支給は、平成 15 年度以前は財団法人日本国際教育協会が実施。

(注2) 日本留学試験は、平成 14 年度から財団法人日本国際教育協会が実施していたが、平成 16 年 4 月、学生支援機構に継承された。

(注3) 日本留学試験の成績が優秀な者を対象に、大学等への入学を条件に入学前に学習奨励費の支給を約束することとしている。

- (3) 以上のほか、各省では、留学生受入れについて次の推進施策を行っている。

外務省（本省及び在外公館）は、日本留学情報等の提供、国費留学生の募集、第一次選考、帰国留学生に対する帰国留学生会の組織化などの支援等を実施している。

法務省は、留学生に対する在留資格の付与、就労のための在留資格の変更等を実施している。

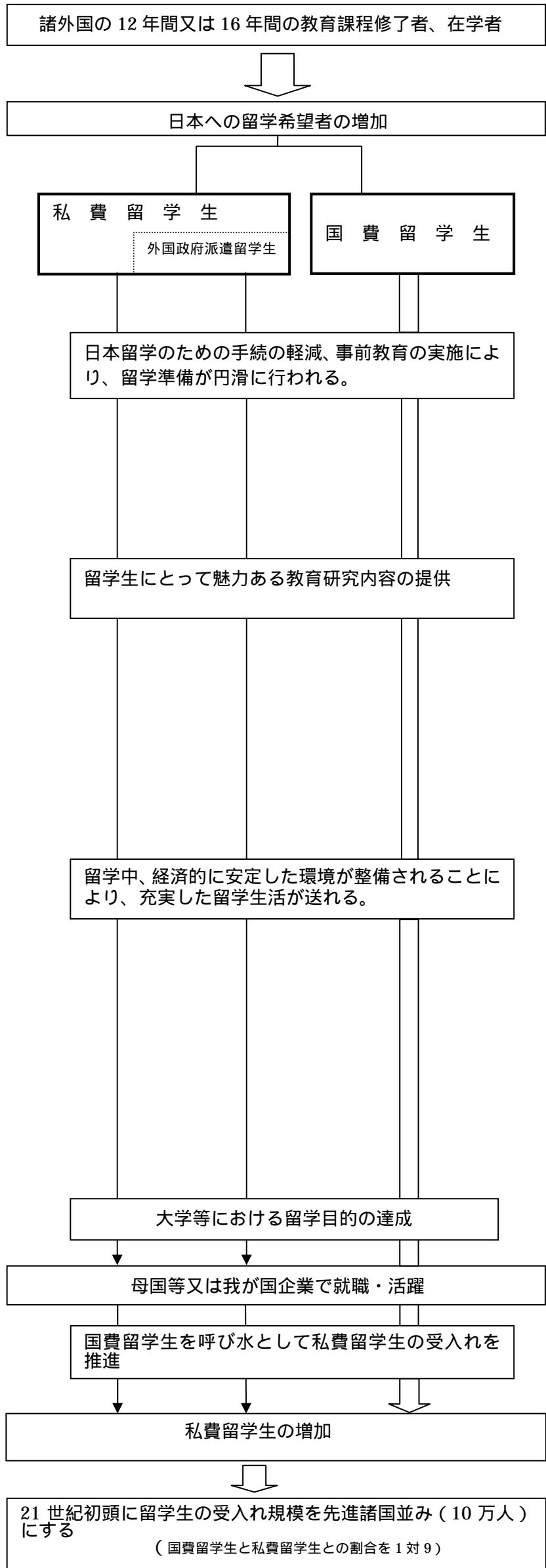
厚生労働省は、留学終了者に対する求人情報の提供、就職相談等を実施している。

経済産業省は、企業に対する宿舍の提供の要請を実施している。

国土交通省は、留学生を入居対象とする民間賃貸住宅の供給促進を実施している。

また、留学生の受入れ推進施策の脈絡及び関係施策の概要は、次表のとおりである。

留学生の受入れ推進施策の脈絡図



主 な 留 学 生 受 入 れ 施 策	
国内又は国外における ・日本の大学等の留学情報の提供(文・外) ・在外公館等における留学相談(外) ・留学フェアなどによる日本留学説明会(文)	(留学生が自らの留学目的に合った大学等を選択し得るため)
開発途上国政府が行う留学生派遣への援助(有・無償)(外)	(二国間関係の基盤を拡大・強化するため)
国費留学生の募集、選考(文、外)	
入国・在留に係る規制の緩和(法)	(留学生の負担軽減のため)
国内外における日本留学試験の実施(文、外) (国内15都市及び海外10か国13都市)	
大学が行う英語による授業等の実施(文)	(多様な留学生の受入れ推進のため)
外国政府派遣留学生等に対する教員派遣等による予備教育(文、外)	(日本での勉学を円滑に進めるため)
教育課程年数が不足する留学生に対する準備教育課程の指定(文)	(不足課程年数を補うため)
国内外における日本語教育の実施(文、外)	(日本での勉学を円滑に進めるため)
・大学等における宿舍の整備・確保(文) ・留学生を入居対象とする民間賃貸住宅の供給促進(国交) ・企業に対する宿舍の提供の要請(経産)	(良質で低廉な留学生宿舍を確保するため)
・国費留学生に対する奨学金の支給 ・私費留学生に対する学習奨励費の支給 ・国費留学生に対する入学金・授業料免除 ・私費留学生に対する授業料減免(減免実施大学に授業料の3割を限度に補助)(文)	(経済的に安定した状態で勉学に励める環境を整備するため)
留学生に対する健康保険自己負担分の一定割合の医療費補助(文)	(治療費負担を軽減するため)
公共職業安定所(外国人雇用サービスセンター(全国2か所))による留学生の就職支援(厚労)	(我が国企業への就職を円滑にするため)
・元指導教員が行う帰国留学生に対する研究指導経費支給(文) ・帰国留学生会の組織化、活動支援(外)	(帰国留学生の研究の推進を支援) (各国における親日家・知日家の核となる帰国留学生者を通じて、対日理解・友好関係を促進するため)

効果の発現に影響を与えるその他の要因
 ・18歳人口・進学率・大学等定員の推移
 ・送出国の経済・社会情勢/日本の経済・社会情勢
 ・諸外国の留学生受入れ動向
 ・日本の大学の研究レベル・内容等

我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高めるとともに、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与し、開発途上国の場合にはその人材養成に協力する

(注) 1 当省の調査結果による。
 2 凡例
 法：法務省、外：外務省、文：文部科学省、厚労：厚生労働省、経産：経済産業省、国交：国土交通省

第3 政策効果の把握の結果

1 留学生受入れ目標の達成状況

(要旨)

- (1) 留学生受入れ推進施策は、21世紀初頭に留学生の受入れ規模を先進諸国並みの10万人にすることを目標としており、留学生10万人を受け入れる際には、国費留学生と私費留学生の割合は1対9との見通しが立てられていた。
- (2) 上記の目標等の達成状況等について把握した結果は、次のとおりである。
- ア 我が国の留学生数を見ると、昭和58年(1983年)に1万428人であったが、平成15年(2003年)には10万9,508人、16年には11万7,302人となっている。
- なお、他の先進諸国と比較すると、留学生数及び高等教育機関在学者数に占める留学生数の割合はいずれも高いとはいえない。
- イ 平成16年における国費留学生数と私費留学生数の割合を見ると、国費留学生9,804人に対し私費留学生は10万7,498人で、その割合は、上記の見通しを若干上回る1対11.0となっている。
- ウ 平成14年における各国の留学生の受入れ状況を見ると、国費留学生数はアメリカが3,085人、イギリスが4,079人、ドイツが5,928人、フランスが1万156人であり、我が国(9,009人)はフランスと並んで国費留学生数が多い。
- また、同時点における留学生数に占める国費留学生数の割合をみても、アメリカは留学生190人のうち国費留学生は1人、イギリスは60人に1人、ドイツは38人に1人、フランスは18人に1人であるのに対して、我が国は11人に1人であり、これらの先進諸国に比べて国費留学生の割合が高い。
- (3) 以上のとおり、平成15年において10万人の留学生受入れの目標は達成された。なお、他の先進諸国と比較すると、留学生数及び高等教育機関在学者数に占める留学生数の割合はいずれも高いとはいえない。
- 一方、我が国は、国費留学生数及び留学生数に占める国費留学生数の割合とも、先進諸国に比べ高い水準となっている。

(1) 把握する内容及び手法

留学生受入れ推進施策は、21世紀初頭に留学生の受入れ規模を先進諸国並みの10万人にすることを目標としており、留学生10万人を受け入れる際には、国費留学生と私費留学生の割合は1対9との見通しが立てられていた。

これらの目標等の達成状況等について、以下の手法により把握・分析した。

留学生数の推移について把握・分析

国費留学生数と私費留学生数を把握し、その割合の推移について分析

各国における高等教育機関在学者数、留学生数、国費留学生数及び私費留学生数を把握し、高等教育機関における留学生の割合、留学生数に占める国費留

学生数の割合及び国費留学生と私費留学生の割合について分析

(2) 把握した結果

ア 留学生数の推移

我が国の留学生数をみると、昭和58年(1983年)に1万428人であったが、平成15年(2003年)には10万9,508人となり、10万人の留学生受入れの目標を達成し、平成16年には、11万7,302人となった。

[関係資料3-1-1参照]

なお、他の先進諸国と比較すると、表3-1-2のとおり、留学生数及び高等教育機関在学者数に占める留学生数の割合はいずれも高いとはいえない。

イ 国費留学生数と私費留学生数の関係

平成16年における国費留学生数と私費留学生数の割合をみると、表3-1-1のとおり、国費留学生9,804人に対し私費留学生は10万7,498人で、その割合は、上記の見通しを若干上回る1対11.0となっている。

表3-1-1 国費留学生数と私費留学生数の割合の推移(各年5月1日現在)

(単位:人)

区分 \ 年	昭和58	59	60	61	62	63	平成元	2
国費留学生数 (a)	2,082	2,345	2,502	3,077	3,458	4,118	4,465	4,961
私費留学生数 (b)	8,346	10,065	12,507	15,554	18,696	21,525	26,786	36,386
国費留学生数と私費留学生数の割合 (a:b)	1:4	1:4.3	1:5	1:5.1	1:5.4	1:5.2	1:6	1:7.3

区分 \ 年	3	4	5	6	7	8	9	10
国費留学生数 (a)	5,219	5,699	6,408	6,880	7,371	8,051	8,250	8,323
私費留学生数 (b)	39,847	42,862	45,997	46,907	46,476	44,870	42,797	42,975
国費留学生数と私費留学生数の割合 (a:b)	1:7.6	1:7.5	1:7.2	1:6.8	1:6.3	1:5.6	1:5.2	1:5.2

区分 \ 年	11	12	13	14	15	16
国費留学生数 (a)	8,774	8,930	9,173	9,009	9,746	9,804
私費留学生数 (b)	46,981	55,081	69,639	86,541	99,762	107,498
国費留学生数と私費留学生数の割合 (a:b)	1:5.4	1:6.2	1:7.6	1:9.6	1:10.2	1:11.0

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

ウ 各国における留学生受入れ動向

平成 14 年（2002 年）における各国の留学生の受入れ状況をみると、表 3 - 1 - 2 のとおり、国費留学生数はアメリカが 3,085 人、イギリスが 4,079 人、ドイツが 5,928 人、フランスが 1 万 156 人であり、我が国（9,009 人）はフランスと並んで国費留学生数が多い。

また、同時点における留学生数に占める国費留学生数の割合をみても、アメリカは留学生 190 人のうち国費留学生は 1 人、イギリスは 60 人に 1 人、ドイツは 38 人に 1 人、フランスは 18 人に 1 人であるのに対して、我が国は 11 人に 1 人であり、これらの先進諸国に比べて国費留学生の割合が高くなっている。

表 3 - 1 - 2 各国（留学生数の多い国）における留学生の受入れ状況

区 分	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	オーストラリア	日本	
高等教育機関在学者数 (千人、a)	9,010(15,312) (2000年)	1,311 (2001年)	1,799 (2000年)	2,111 (2000年)	896 (2002年)	3,697 (2002年)	
留学生数 (人、b)	586,323 (2002年)	242,755 (2001年)	227,026 (2002年)	180,418 (2002年)	136,252 (2003年)	95,550 (2002年)	
国費留学生数 (人)	3,085 (2002年)	4,079 (2002年)	5,928 (2002年)	10,156 (2002年)	3,387 (2000年)	9,009 (2002年)	
高等教育機関における留学生の割合 ($b/a \times 100$)	6.5	18.5	12.6	8.5	15.2	2.6	
国費留学生と私費留学生の割合	1 : 189.1	1 : 58.5	1 : 37.3	1 : 16.8	1 : 39.2	1 : 9.6	
留学生数に占める国費留学生数の割合	190 人に 1 人	60 人に 1 人	38 人に 1 人	18 人に 1 人	40 人に 1 人	11 人に 1 人	
参 考	留学生数 (人)	311,882 (1980年)	52,899 (1980年)	57,421 (1979年西独)	119,336 (1982年)	-	8,116 (1982年)
	高等教育機関における留学生の割合	3.1	10.8	6.2	10.8	-	0.4
	国費留学生と私費留学生の割合	1 : 42	1 : 21	1 : 18	1 : 12	-	1 : 3.6

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 アメリカ、イギリス、ドイツ及びフランスの「高等教育機関」は、「教育指標の国際比較」(平成 16 年 1 月文部科学省生涯学習政策局)において、以下のものとされている。

アメリカ：総合大学、文理大学、専門大学及び短期大学

イギリス：大学、高等教育カレッジ及び継続教育カレッジの高等教育課程

ドイツ：大学及び高等専門学校

フランス：国立大学、私立大学、グランゼコール（高等専門大学校）及びリセ（高校）付設課程（グランゼコール準備級及び中級技術者養成課程）等

3 日本の「高等教育機関」は大学（学部及び大学院）、短期大学、専修学校及び高等専門学校である。

4 オーストラリアについては、資料がなく、「高等教育機関」の定義は不明である。

5 アメリカの「高等教育機関在学者数」欄の（ ）内の数字は、パートタイム学生を含めた数値である。

6 留学生数は、アメリカは IIE(Institute of International Education)、イギリスは HESA(Higher Education Statistics Agency)、ドイツはドイツ連邦統計庁、フランスはフランス国民教育省、オーストラリアは AEI(Australian Education International)、日本は文部科学省の統計による。

7 国費留学生数は、アメリカは IIE、イギリスはブリティッシュ・カウンシル、ドイツはドイツ学術交流会、フランスは在日フランス大使館、オーストラリアは在日オーストラリア大使館、日本は文部科学省の統計による。

8 「参考」欄には、「21 世紀への留学生政策に関する提言」において記述されている「各国の留学生数」、「高等教育機関における留学生の割合」及び「国費留学生と私費留学生の割合」を掲げた。

2 施策推進のための国の行政コスト等

(要旨)

(1) 留学生の受入れを推進するために国が投入している予算(行政コスト)等について把握・分析した結果は、次のとおりである。

ア 文部科学省の留学生受入れ推進関係予算は、昭和 58 年度の約 77 億円から平成 15 年度には約 532 億円と昭和 58 年度の約 7 倍となっている(昭和 58 年度から平成 15 年度までの留学生交流関係予算の合計額は約 7,546 億円)。

一方、外務省の留学生受入れ推進関係予算は、昭和 59 年度の約 500 万円から平成 15 年度には約 59 億円となっている(昭和 59 年度から平成 15 年度までの合計額は約 192 億円)。

両省の留学生受入れ推進関係予算の合計は、平成 15 年度では、約 591 億円となる(昭和 58 年度から平成 15 年度までの留学生交流関係予算の合計額は約 7,738 億円)。

イ 留学生に対する国の支援は多岐にわたっているが、このうち主要なものとして、奨学金の支給及び入学金・授業料の免除について、平成 14 年度における留学生 1 人当たりの国の年間支援額をみると、次のようになっている。

国費留学生(平成 14 年 9,009 人)は大学院レベルで約 300 万円(奨学金及び入学金・授業料の免除額の合計)

私費留学生(平成 14 年 8 万 5,024 人)(注)は、1 万 900 人(12.8%)が学習奨励費の支給を受け、また、1 万 3,841 人(16.3%)が授業料の減免を受けている。この両方の支援を受けた者の場合は最高約 114 万円(学習奨励費の支給額及び授業料の減免に対する補助額の合計)

(注) 私費留学生のうち外国政府派遣留学生は、学習奨励費支給及び授業料の減免の対象とされていないので、ここでは私費留学生には含めていない。

ウ 調査対象とした 81 大学等のうち 38 校が、平成 15 年度において留学生に対する大学等の独自の奨学金(総額約 5 億円)を支給している。また、43 校が入学金の減免(総額約 3 億円)を、65 校が授業料の減免(総額約 138 億円)を行っている。

エ 調査対象とした 81 大学等に在籍する私費留学生に対し、平成 15 年度には、38 の地方公共団体が独自の奨学金(総額約 1.8 億円)を支給している。

(2) 以上のとおり、平成 15 年度における国の留学生受入れ推進関係予算は約 591 億円となっており、国費留学生 1 人当たりの奨学金及び入学金・授業料の免除の合計額(約 300 万円)は、一部の私費留学生が受けている国の支援額(最高約 114 万円)よりも相当高いものとなっている。また、これら国からの支援のほか、大学等の独自の支援や地方公共団体による支援も行われている。

(1) 把握する内容及び手法

留学生の受入れを推進するために国が投入している予算(行政コスト)等について、以下の手法により把握し、時系列比較、国費留学生と私費留学生に係る予算の比較による分析を行った。

府省別の留学生交流関係予算を把握し、その推移について分析

留学生受入れに係る国費留学生関係予算、私費留学生関係予算並びに国費留学生及び私費留学生の共通予算を把握・分析

国費留学生に対する支援額及び私費留学生に対する支援額の推移を把握し、時系列比較、国費留学生と私費留学生とに対する国の支援額の比較により分析

調査対象とした 81 大学等が独自に行っている奨学金の支給等の支援状況、地方公共団体が独自に行っている奨学金の支給状況を把握・分析

(2) 把握した結果

ア 留学生受入れ関係予算の推移

文部科学省の留学生受入れ推進関係予算は、表 3 - 2 - 1 のとおり、昭和 58 年度の約 77 億円から平成 15 年度には約 532 億円と昭和 58 年度の約 7 倍となっている(昭和 58 年度から平成 15 年度までの留学生交流関係予算の合計額は約 7,546 億円)。

一方、外務省の留学生受入れ推進関係予算は、昭和 59 年度の約 500 万円から平成 15 年度には約 59 億円となっている(昭和 59 年度から平成 15 年度までの合計額は約 192 億円)。

両省の留学生受入れ推進関係予算の合計は、平成 15 年度では、約 591 億円となる(昭和 58 年度から平成 15 年度までの留学生交流関係予算の合計額は約 7,738 億円)。

表3 - 2 - 1 府省別の留学生交流関係予算（受入れ・派遣）及び
留学生数の推移

（単位：百万円、人）

年度		昭和 58	59	60	61	62	63	平成元	2
区分	文部科学省	8,013 (7,696)	8,891	10,058	11,686	14,481	18,246	25,275	27,152
	指数	100	111.0	125.5	145.8	180.7	227.7	315.4	338.8
外務省		-	5	4	4	7	8	105	149
	指数		100	99.6	87.8	163.4	179.9	2,319.2	3,295.0
合計		8,013 (7,696)	8,896	10,063	11,690	14,488	18,254	25,379	27,301
留学生数		10,428	12,410	15,009	18,631	22,154	25,643	31,251	41,347

年度		3	4	5	6	7	8	9	10
区分	文部科学省	30,531	34,653	38,697	44,062	49,737	54,413	55,618	51,380
	指数	381.0	432.5	482.9	549.9	620.7	679.1	694.1	641.2
外務省		150	151	153	173	213	224	229	221
	指数	3,334.9	3,342.9	3,401.1	3,825.8	4,718.3	4,967.3	5,082.8	4,892.1
合計		30,681	34,804	38,850	44,234	49,950	54,637	55,847	51,601
留学生数		45,066	48,561	52,405	53,787	53,847	52,921	51,047	51,298

年度		11	12	13	14	15	合計
区分	文部科学省	52,884	54,426	55,834	54,422	54,120 (53,201)	754,581
	指数	660.0	679.2	696.8	679.2	675.4	-
外務省		473	1,674	3,954	5,482	5,858	19,236
	指数	10,492.2	37,117.7	87,666.2	121,547.3	129,885.7	-
合計		53,357	56,100	59,788	59,904	59,978 (59,059)	773,817
留学生数		55,755	64,011	78,812	95,550	109,508	-

- （注）1 文部科学省及び外務省の資料に基づき当省が作成した。
2 文部科学省の予算は、留学生の受入れと派遣のための金額である。昭和 58 年度及び平成 15 年度の（ ）内は受入れ関係予算である。
3 外務省の予算は、留学生受入れ支援のための経費のほか、開発途上国政府が留学生を派遣するのに対して援助している無償資金である。
4 留学生関係予算には開発途上国政府が留学生を派遣するのに対して援助している円借款もあるが、これについては、本表に掲示していない。

イ 国費留学生関係予算と私費留学生関係予算

(ア) 国費留学生関係予算と私費留学生関係予算の比較

平成 15 年度における留学生受入れ関係予算について国費留学生関係、私費留学生関係及び両者の共通関係とに区分してみると、表 3 - 2 - 2 のとおり、国費留学生奨学金等の国費留学生関係予算が 235 億 3,026 万円、私費留学生学習奨励費等の私費留学生関係予算が 191 億 4,668 万円並びに国費留学生及び私費留学生の共通予算が 163 億 8,190 万円となっている。

表 3 - 2 - 2 留学生受入れ関係予算の内訳(平成 15 年度)

(単位：千円)

区 分	15 年度 予算	内 訳		
		国費留学生 関係	私費留学生 関係	国費留学生 及び私費留 学生共通
文部科学省				
外国人留学生受入れ関係経費	53,200,999	23,509,980	13,309,116	16,381,903
（文部科学省一般会計）	46,192,322	23,509,980	13,309,116	9,373,226
（1）国費外国人留学生募集受入等	29,509	29,509	-	-
（2）外国人留学生に必要な経費	31,485,810	23,441,919	8,043,891	-
国費外国人留学生	23,441,919	23,441,919	-	-
私費外国人留学生等学習奨励費	7,914,600	-	7,914,600	-
外国政府派遣留学生への予備教育への協力等	129,291	-	129,291	-
（3）留学生関係団体への支援等	4,071,023	-	-	4,071,023
日本国際教育協会補助	2,675,712	-	-	2,675,712
国際学友会補助	436,152	-	-	436,152
交流協会補助	654,958	-	-	654,958
内外学生センター補助（留学生援助事業費等）	266,299	-	-	266,299
留学生支援企業協力推進協会補助	29,329	-	-	29,329
国際視覚障害者援護協会補助	8,573	-	-	8,573
（4）外国人留学生の受入れに係る私立大学等経常費補助（特別補助）	5,247,000	-	-	5,247,000
（5）新たな留学プログラムの推進（YLP）	38,552	38,552	-	-
（6）準備教育推進経費	8,499	-	-	8,499
（7）地域留学生交流推進会議経費	46,704	-	-	46,704
（8）短期留学推進制度拠出金（受入れのみ）	2,154,999	-	2,154,999	-
（9）授業料減免学校法人援助	3,110,226	-	3,110,226	-
（国立学校特別会計）	7,008,677	-	-	7,008,677
（10）留学生教育等経費	6,392,206	-	-	6,392,206
外国人留学生教育経費	4,324,148	-	-	4,324,148
外国人留学生特別指導費	1,389,600	-	-	1,389,600
外国人留学生寄宿舎運営費	676,145	-	-	676,145
留学生担当教職員海外派遣	2,313	-	-	2,313
（11）外国人留学生の定員内化	616,471	-	-	616,471
外務省	5,857,847	20,284	5,837,563	-
合計	59,058,846	23,530,264	19,146,679	16,381,903

(注) 当省の調査結果による。

(イ) 国費留学生と私費留学生に対する国の支援措置の比較

a 国費留学生に対する支援措置内容

国費留学生に対する国の支援措置として、奨学金の支給、渡航旅費の支給、研究旅費の支給、渡日一時金の支給、入学金・授業料の負担がある。

このうち、国費留学生に対する奨学金は、表3 - 2 - 3のとおり、大学院レベルでは昭和58年度に月額16万8,000円であったものが、平成8年度には18万5,500円にまで年々増額し、その後は減少に転じ、16年度では17万5,000円となっている。同様に学部レベルでは、昭和58年度に月額12万5,000円であったものが、平成8年度には14万2,500円にまで年々増額し、その後は減少に転じ、16年度では13万5,000円となっている。

なお、国費留学生に対する奨学金は、国家公務員の初任給17万700円（平成16年度採用 種行政）と同レベルの支給額となっている。

表3 - 2 - 3

国費留学生に対する支援措置内容の推移

(単位：円)

区分（開始年度）		年度						
		昭和 58	59	60	61	62	63	平成元
奨学金	研究留学生（昭和 29 年度）	168,000	170,500	173,000	175,000	176,500	177,500	178,500
	教員研修留学生（昭和 55 年度）	168,000	170,500	173,000	175,000	176,500	177,500	178,500
	学部留学生(昭和 29 年度)	125,000	127,500	130,000	132,000	133,500	134,500	135,500
	日本語・日本文化研修留学生(昭和 54 年度)	125,000	127,500	130,000	132,000	133,500	134,500	135,500
	高等専門学校留学生（昭和 57 年度）	125,000	127,500	130,000	132,000	133,500	134,500	135,500
	専修学校留学生(昭和 57 年度)	125,000	127,500	130,000	132,000	133,500	134,500	135,500
	YLP 留学生（平成 13 年度）	-	-	-	-	-	-	-
渡航旅費	往復航空運賃（航空券）支給							
研究旅費	研究留学生及び教員研修留学生は全員に対し年 40,000 円程度、学部留学生は最高年次生に対して 40,000 円程度、日本語・日本文化研修留学生は全員に 1 学年 40,000 円程度支給。							
渡日一時金	一律 25,000							

(単位：円)

区分（開始年度）		年度							
		2	3	4	5	6	7	8	9
奨学金	研究留学生（昭和 29 年度）	179,500	180,500	181,500	182,500	183,500	184,500	185,500	185,500
	教員研修留学生（昭和 55 年度）	179,500	180,500	181,500	182,500	183,500	184,500	185,500	185,500
	学部留学生(昭和 29 年度)	136,500	137,500	138,500	139,500	140,500	141,500	142,500	142,500
	日本語・日本文化研修留学生(昭和 54 年度)	136,500	137,500	138,500	139,500	140,500	141,500	142,500	142,500
	高等専門学校留学生（昭和 57 年度）	136,500	137,500	138,500	139,500	140,500	141,500	142,500	142,500
	専修学校留学生(昭和 57 年度)	136,500	137,500	138,500	139,500	140,500	141,500	142,500	142,500
	YLP 留学生（平成 13 年度）	-	-	-	-	-	-	-	-
渡航旅費	往復航空運賃（航空券）支給								
研究旅費	研究留学生及び教員研修留学生は全員に対し年 40,000 円程度、学部留学生は最高年次生に対して 40,000 円程度、日本語・日本文化研修留学生は全員に 1 学年 40,000 円程度支給。								
渡日一時金	一律 25,000								

(単位：円)

区分（開始年度）		年度						
		10	11	12	13	14	15	16
奨学金	研究留学生（昭和 29 年度）	185,500	185,500	185,500	185,500	184,000	180,300	175,000
	教員研修留学生（昭和 55 年度）	185,500	185,500	185,500	185,500	184,000	180,300	175,000
	学部留学生(昭和 29 年度)	142,500	142,500	142,500	142,500	142,000	139,200	135,000
	日本語・日本文化研修留学生(昭和 54 年度)	142,500	142,500	142,500	142,500	142,000	139,200	135,000
	高等専門学校留学生（昭和 57 年度）	142,500	142,500	142,500	142,500	142,000	139,200	135,000
	専修学校留学生(昭和 57 年度)	142,500	142,500	142,500	142,500	142,000	139,200	135,000
	YLP 留学生（平成 13 年度）				275,000	275,000	269,500	262,000
渡航旅費	往復航空運賃（航空券）支給							
研究旅費	予算の範囲内で支給（ただし、学部留学生は最高年次を対象）						YLPのみ予算の範囲内で支給	
渡日一時金	一律 25,000							

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
 2 「YLP」は「ヤング・リーダーズ・プログラム」の略称である。
 3 この他に、入学金及び授業料が免除されている。

また、入学金及び授業料は、国立大学の場合、表3 - 2 - 4のとおり、平成16年度においては80万2,800円となっており、この額が免除されている。

表3 - 2 - 4 国立大学の入学金及び授業料
(国費留学生の免除額)

(単位：円)

事項 \ 年度	平成13	14	15	16
入学金	277,000	282,000	282,000	282,000
授業料	496,800	496,800	520,800	520,800
合計	773,800	778,800	802,800	802,800

- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
 2 平成16年度の「入学金」及び「授業料」は、国立大学法人法(平成15年法律第102号)に基づき、文部科学省が定めた標準額である。
 なお、国立大学法人は、標準額に百分の百十を乗じて得た額を上限とし、この範囲内において入学金等の額を定めることができることとなっている。

b 私費留学生に対する支援措置内容

私費留学生に対する国の支援措置として、学習奨励費(奨学金)の支給を学生支援機構が行っている。また、私立の大学及び短期大学が私費留学生の授業料を減免した場合、国は減免額の一部(授業料の3割を限度)を私立の大学及び短期大学に補助している。

このうち、学習奨励費の支給額は、表3 - 2 - 5のとおり、大学院レベルでは平成10年度に月額7万円であったものが、16年度には7万3,000円となっており、学部レベルでは10年度に月額4万9,000円であったものが、16年度には5万2,000円となっている。

表 3 - 2 - 5 私費留学生に対する学習奨励費の支給額及び対象者数の推移

(単位：円、人)

区分		年度						
		平成 10	11	12	13	14	15	16
学習奨励費の 支給額	大学院レベル	70,000	70,000	73,000	73,000	73,000	73,000	73,000
	学部レベル	49,000	49,000	52,000	52,000	52,000	52,000	52,000
学習奨励費の支給対象者数		8,540	9,690	10,390	10,850	10,900	11,000	11,100

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
2 「学習奨励費の支給額」欄の数値は、私費留学生 1 人当たりの月額である。

また、私立の大学及び短期大学における私費留学生に対する授業料減免に関する国の助成措置は、表 3 - 2 - 6 のとおり、平成 14 年度では減免者数 1 万 3,841 人及び助成額 29 億 4,800 万円となっている。

表 3 - 2 - 6 私立の大学及び短期大学における私費留学生に対する授業料減免に関する国の助成措置の状況

(単位：人、百万円)

区分		年度				
		平成 10	11	12	13	14
授業料減免者数		14,196	15,991	15,991	16,791	13,841
助成額		3,028	3,410	3,410	3,581	2,948

(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

c 国費留学生と私費留学生に対する国の支援額の比較

留学生に対する国の支援は多岐にわたっているが、このうち主要なものとして、奨学金の支給及び入学金・授業料の免除について、平成 14 年度における留学生 1 人当たりの国の年間支援額をみると、表 3 - 2 - 7 のとおりとなっている。

国費留学生(平成 14 年 9,009 人)は、大学院レベルで約 300 万円(奨学金及び入学金・授業料の免除額の合計)の支援を受けている。

私費留学生(平成 14 年 8 万 5,024 人)は、1 万 900 人(12.8%)が学習奨励費の支給を受け、また、1 万 3,841 人(16.3%)が授業料の減免を受けている。この両方の支援を受けた者の場合は最高約 114 万円(学習奨励費の支給額及び授業料の減免に対する補助額の合計)の支援を受けている。

表3 - 2 - 7

留学生に対する国の支援額の差
(大学院レベル、年額、平成14年度現在)

(単位：円)

事項	区分	支援を受けている留学生		支援を受けていない私費留学生
		国費留学生	私費留学生(学習奨励費の支給と授業料減免を受けている場合)	
奨学金又は学習奨励費	(a)	2,208,000	876,000	0
初年度納入金	(b)	778,800	1,198,392	1,198,392
bのうち授業料	(c)	496,800	879,638	879,638
cのうち3割の授業料減免	(d)	-	263,891	0
国費留学生の支援額の合計 (e=a+b)		2,986,800	-	-
私費留学生の支援額の合計 (f=a+d)		-	1,139,891	0
国費留学生の支援額との差 (g=e-f)		-	1,846,909	2,986,800

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 「初年度納入金」は、授業料、入学金及び施設設備費であり、国費留学生は国立大学大学院への納入金額、私費留学生は私立大学大学院(工学系博士課程後期)への納入金額の平均である。

ウ 大学等による独自の支援の状況

(ア) 受入れ大学等による支援状況

調査対象とした81大学等のうち38校が、表3 - 2 - 8のとおり、平成15年度において留学生に対する大学等の独自の奨学金(総額約5億円)を支給している。また、43校が入学金の減免(総額約3億円)を、65校が授業料の減免(総額約138億円)を行っている。

表3 - 2 - 8

調査対象大学等による留学生に対する支援状況

事項		年度						
		平成 10	11	12	13	14	15	
奨学金	実施校（校）	28	32	34	38	40	38	
	奨学金数（種類）	59	70	77	84	92	80	
	支給者数（人）	618	934	1,218	1,465	1,872	1,894	
	支給総額（万円）	23,786	30,995	39,780	49,188	59,679	53,918	
入学金減免	実施校（校）	21	28	32	38	39	43	
	減免内容（種類）	全額	10	12	14	18	15	19
		半額以上	14	19	18	22	20	22
		一部	2	3	5	7	9	10
	対象者数（人）	359	587	1,197	1,484	2,257	1,941	
減免総額（万円）	6,976	10,768	24,708	30,784	39,156	31,290		
授業料減免	実施校（校）	49	56	61	64	66	65	
	減免内容（種類）	全額	18	23	25	25	26	25
		半額以上	23	30	35	39	38	40
		一部	25	26	27	28	28	29
	対象者数（人）	8,048	11,634	14,497	17,022	19,682	20,586	
減免総額（万円）	203,804	344,327	480,938	782,071	1,141,274	1,380,441		
支給総額及び減免総額の合計（万円）		234,565	386,091	545,426	862,043	1,240,109	1,465,650	

（注）1 当省の調査結果による。

2 減免内容の事項は、1 学校で複数の制度を設けているものがあることから、実施校数とは一致しない。

（イ）地方公共団体による支援

調査対象とした 81 大学等に在籍する私費留学生に対し、表3 - 2 - 9 のとおり、平成 15 年度には、38 の地方公共団体が独自の奨学金（総額約 1.8 億円）を支給している。

表3 - 2 - 9

地方公共団体による私費留学生に対する
奨学金の支給の状況

（単位：団体、人、万円）

区分		年度					
		平成 10	11	12	13	14	15
実施地方公共団体数		26	34	39	38	40	38
支給者数		382	628	731	738	836	794
支給総額		8,721	14,967	16,590	16,992	18,858	17,512

（注）当省の調査結果による。

3 留学生受入れ目標達成の要因等

(要旨)

(1) 留学生受入れ推進施策の目標達成の要因等を分析した結果は、次のとおりである。

ア 留学生数の推移をみると、平成6年から9年にかけて、国費留学生数は6,880人から8,250人に19.9%増加しているのに対し、私費留学生数は4万6,907人から4万2,797人に8.8%減少しており、両者の動きは必ずしも連動していない。

イ 私費留学生数は、平成9年の4万2,797人から15年の9万9,762人に133.1%増加している。これには、留学生の在留期間の延長(平成11年10月)大学等の在籍管理状況に着目した在留資格審査の簡素化(平成12年1月)等の入国・在留に係る規制の緩和が、大きく影響しているとみられる。

ウ 平成15年における留学生10万9,508人の8割は、中国(7万814人、64.7%)及び韓国(1万5,871人、14.5%)からの留学生である。中国及び韓国からの留学生は、昭和59年の4,656人から平成15年の8万6,685人(18.6倍)に急増している。この原因について在日の中国と韓国の各大使館に照会したところ、経済発展に伴う高等教育に対するニーズの高まり、留学を経験していることが就職に有利と考えられていること等の影響が大きいとみられるとの回答を得た。

エ 留学生の出身国(159か国)をみると、平成15年において、私費留学生数が国費留学生数の10倍以上の国(中国39.5倍及び韓国15.3倍)と2倍以下の国(インドネシア(1.5倍) バングラデシュ(1.1倍) フィリピン(0.5倍、平成13年度))等に二極分化している。

また、国費留学生の出身国(平成15年では141か国)別構成比をみると、平成15年で中国18.9%(1,740人) 韓国10.5%(970人) タイ6.5%(604人) インドネシア6.0%(557人) ベトナム4.8%(445人)となっており、これら上位5か国で全体の46.7%を占めている。このことから、国費留学生は、特定の国の割合が高いといえる。

オ 調査対象とした81大学等において、留学生数に占める国費留学生数の割合をみると、3%以下の大学等(50校、61.7%)と20%超の大学等(24校、29.6%)に二極分化している。

カ 在邦留学生に対するアンケート調査結果をみると、私費留学生(回答者総数1,922人)は、留学動機について、「日本語を学びたいから(741人、38.6%)」「日本の文化に興味があったから(620人、32.3%)」とした者が多く、「日本に留学していた人に勧められたから(121人、6.3%)」とする者は少ない。帰国留学生に対するアンケート調査結果でも、同様の状況となっている。

(2) 以上のとおり、我が国における留学生数は、様々な要因によって変動しており、昭和58年当時想定された国費留学生受入れの拡充が私費留学生受入れの贈

加を牽引するという状況は必ずしも明らかではない。留学生の出身国別にみると、私費留学生数が国費留学生数の10倍以上の国と2倍以下の国に二極分化している。また、国費留学生は、特定の国の割合が高くなっている。

(1) 把握する内容及び手法

留学生10万人の受入れという目標の達成の要因等について、次の指標により把握・分析した。

留学生の入国・在留に係る規制の緩和の状況及び私費留学生数の推移

出身国別の国費留学生数と私費留学生数の推移

留学生数に占める国費留学生数の割合別大学等の状況

私費留学生が我が国に留学した動機（当省が実施したアンケート調査結果）

我が国の18歳人口、高等教育機関の進学率、大学等定員の推移

(2) 把握した結果

我が国における留学生数は、様々な要因によって変動しており、昭和58年当時想定された国費留学生受入れの拡充が、私費留学生受入れの増加を牽引するという状況は、以下のとおり、必ずしも明らかではない。

ア 国費留学生数と私費留学生数の連動状況

留学生数の推移をみると、平成6年から9年にかけて、国費留学生数は6,880人から8,250人に19.9%増加しているのに対し、私費留学生数は4万6,907人から4万2,797人に8.8%減少しており、両者の動きは必ずしも連動していない。
[関係資料3-1-1参照]

なお、就学生の中には、日本語教育機関で日本語を学んだ後、大学等を受験して私費留学生となる者も多くいるが、不法就労等の増加に伴う入国審査の厳格化（平成6年11月「我が国における日本語就学生の在留状況と今後の受入れ方針」）を背景として、平成5年の3万3,107人から8年の1万1,224人と約3分の1に大幅に減少しており、これが上述の私費留学生受入れ数の減少に影響していると考えられる。

イ 入国・在留に係る規制の緩和の状況

私費留学生数は、平成9年の4万2,797人から15年の9万9,762人に133.1%増加している。これには、留学生の在留期間の延長（平成11年10月）大学等の在籍管理状況に着目した在留資格審査の簡素化（平成12年1月）等の入国・在留に係る規制の緩和が、大きく影響しているとみられる。

[関係資料3-3-1参照]

表3-3-1 主な入国・在留に係る規制の緩和の状況及び私費留学生数の推移(各年5月1日現在)

(単位：人)

年		平成7	8	9	10	11	12	13	14	15
入管法改正等		身分保証書の廃止(H8.12)								
		提出書類の簡素化(H9.4)								
		専門学校卒業生の進学等の取扱いの変更(H9.7)								
		資格外活動許可の変更(H10.9)								
		在留期間の見直し(H11.10)								
		在籍管理状況に着目した審査(H12.1)								
私費留学生	総数	46,476	44,870	42,797	42,975	46,981	55,081	69,639	86,541	99,762
	指数	100.0	96.5	92.1	92.5	101.1	118.5	149.8	186.2	214.7

(注) 法務省及び文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

なお、法務省は、平成16年4月から大学等に入学する留学生のうち不法残留者を多数発生させている国・地域の出身者について経費支弁等に関する審査を徹底している。

[関係資料3-3-2参照]

ウ 我が国への留学生が多い国の状況

平成15年における留学生10万9,508人の8割は、中国(7万814人、64.7%)及び韓国(1万5,871人、14.5%)からの留学生である。中国及び韓国からの留学生は、昭和59年の4,656人から平成15年の8万6,685人(18.6倍)に急増している。この原因について在日の中国と韓国の各大使館に照会したところ、経済発展に伴う高等教育に対するニーズの高まり、留学を経験していることが就職に有利と考えられていること等の影響が大きいとみられるとの回答を得た。

[関係資料3-3-3、3-3-4、3-3-5参照]

エ 出身国別の留学生数の状況

国費留学生数と私費留学生数について出身国（159か国）をみると、平成15年において、私費留学生数が国費留学生数の10倍以上の国（中国39.5倍及び韓国15.3倍）と2倍以下の国（インドネシア（1.5倍）、バングラデシュ（1.1倍）、フィリピン（0.5倍、平成13年度））等に二極分化している。

また、国費留学生の出身国（平成15年では141か国）別構成比をみると、平成15年で中国18.9%（1,740人）、韓国10.5%（970人）、タイ6.5%（604人）、インドネシア6.0%（557人）、ベトナム4.8%（445人）となっており、これら上位5か国で全体の46.7%を占めている。このことから、国費留学生は、特定の国の割合が高いといえる。

[関係資料3-3-6、3-3-7、3-3-8参照]

国費留学生の出身国別構成比の推移をみると、平成6年には、中国25.1%、韓国11.2%、タイ6.3%、バングラデシュ6.1%、インドネシア5.9%であるのに対し、15年には、それぞれ18.9%、10.5%、6.5%、4.8%、6.0%となっており、中国及び韓国は若干減少しているものの大きな変化はない。それ以外の国をみてもベトナムが1.3%から4.8%へ増大しているのを除けば、大きな変化はない。

[関係資料3-3-7、3-3-8参照]

オ 国内の大学等の留学生の受入れ状況

調査対象とした81大学等において、留学生数に占める国費留学生数の割合をみると、表3-3-2のとおり、3%以下の大学等（50校、61.7%）と20%超の大学等（24校、29.6%）に二極分化している。

表 3 - 3 - 2

留学生に占める国費留学生の割合別の大学等の状況
(平成 15 年 5 月 1 日現在)

(単位：校、人、%)

区分	事項	学校数	左の国立・私立 の内訳		留学生数(a)	学生数(b)	学生数に対す る留学生の占 める割合(a/b)
			国立	私立			
留学生に占め る国費留学生 の割合が0%	大学	6(7.4)	0	6	1,106	31,099	3.6
	短期大学	6(7.4)	0	6	499	3,640	13.7
	高等専門学校	0(-)	0	0	0	0	0.0
	専修学校	9(11.1)	0	9	1,909	3,808	50.1
	計	21(25.9)	0	21	3,514	38,547	9.1
留学生に占め る国費留学生 の割合が0% を超え3%以 下	大学	26(32.1)	0	26	13,742	273,308	5.0
	短期大学	0(-)	0	0	0	0	0.0
	高等専門学校	0(-)	0	0	0	0	0.0
	専修学校	3(3.7)	0	3	1,770	3,386	52.3
	計	29(35.8)	0	29	15,512	276,694	5.6
留学生に占め る国費留学生 の割合が3% を超え10% 以下	大学	3(3.7)	0	3	2,827	68,991	4.1
	短期大学	0(-)	0	0	0	0	0.0
	高等専門学校	0(-)	0	0	0	0	0.0
	専修学校	0(-)	0	0	0	0	0.0
	計	3(3.7)	0	3	2,827	68,991	4.1
留学生に占め る国費留学生 の割合が 10%を超え 20%以下	大学	4(4.9)	3	1	1,229	46,918	2.6
	短期大学	0(-)	0	0	0	0	0.0
	高等専門学校	0(-)	0	0	0	0	0.0
	専修学校	0(-)	0	0	0	0	0.0
	計	4(4.9)	3	1	1,229	46,918	2.6
留学生に占め る国費留学生 の割合が 20%超	大学	18(22.2)	18	0	13,408	240,380	5.6
	短期大学	0(-)	0	0	0	0	0.0
	高等専門学校	6(7.4)	6	0	49	5,710	0.9
	専修学校	0(-)	0	0	0	0	0.0
	計	24(29.6)	24	0	13,457	246,090	5.5
合 計		81(100.0)	27	54	36,539	677,240	5.4

(注) 1 当省の調査結果による。

2 ()内は、調査対象 81 校を 100 とした場合の構成比である。

一方、表 3 - 3 - 3 のとおり、国費留学生の割合が 3 % 以下の大学等では、私費留学生が平成 7 年の 3,586 人から 15 年の 1 万 8,837 人へと 5.3 倍の増加になっているが、国費留学生の割合が 20% 超の大学等では、私費留学生数が平

成7年の7,334人から15年の1万2,399人へと1.7倍の増加にとどまっている。

表3 - 3 - 3 留学生に占める国費留学生の割合が3%以下及び
20%超の大学等における私費留学生数の推移

(単位：人)

年度 区分	平成 7	8	9	10	11	12	13	14	15
3%以下	3,586	3,029	2,790	3,082	4,303	6,836	10,676	16,238	18,837
指数	100.0	84.5	77.8	85.9	120.0	190.6	297.7	452.8	525.3
20%超	7,334	8,135	8,533	8,156	9,050	10,601	12,468	12,291	12,399
指数	100.0	110.9	116.3	111.2	123.4	144.5	170.0	167.6	169.1

(注) 当省の調査結果による。

カ 我が国に留学した動機

在邦留学生に対するアンケート調査結果をみると、表3 - 3 - 4のとおり、私費留学生（回答者総数 1,922 人）は、留学動機について、「日本語を学びたいから」（741 人、38.6%）、「日本の文化に興味があるから」（620 人、32.3%）とした者が多く、「日本に留学していた人に勧められたから」とする者（121 人、6.3%）は少ない。帰国留学生に対するアンケート調査結果でも、表3 - 3 - 5のとおり、同様の状況となっている。

表3 - 3 - 4 私費留学生の留学動機（大学等在籍者）（複数回答）

（単位：人、%）

回答内容	回答数	回答率
日本語を学びたいから	741	38.6
日本の文化に興味があったから	620	32.3
日本の科学技術を学びたいから	462	24.0
日本に親類・友人・知人がいるから	451	23.5
日本の大学等の学位を取りたいから	432	22.5
母国に帰ってからの就職に有利だから	413	21.5
日本の政治、経済、社会、文化、芸術を学びたいから	412	21.4
母国から近いから	272	14.2
日本の企業に就職したいから	239	12.4
日本が安全だから	152	7.9
母国の先生や両親が勧めたから	127	6.6
日本に留学していた人に勧められたから	121	6.3
日本の奨学金が得られたから	106	5.5
日本に留学すれば、働くことができるから	55	2.9
他国に行けなかったから	52	2.7
以前住んでいたことがあるから	51	2.7
母国から援助が出たから	37	1.9
他国と比べ大学の入学試験が簡単だから	25	1.3
他国と比べ入学のための手続きが簡単だから	22	1.1
日本の大学は簡単に卒業できると聞いていたから	9	0.5
その他	68	3.5
無回答	73	3.8
回答者総数	1,922	100.0

- （注）1 当省の在邦留学生に対するアンケート調査結果による。
 2 複数回答のため、回答数の合計は回答者総数と一致しない。
 3 無回答には無効回答としたもの（指定した回答数（3つ以内）より多く回答しているもの）を含む。

表 3 - 3 - 5 私費留学生の留学動機（帰国者）（複数回答）

（単位：人、％）

回答内容	回答数	回答率
日本の文化に興味があったから	51	31.7
日本の科学技術を学びたいから	47	29.2
日本語を学びたいから	44	27.3
日本の政治、経済、社会、文化、芸術を学びたいから	40	24.8
日本に親類・友人・知人がいるから	35	21.7
母国から近いから	33	20.5
日本の大学等の学位を取りたいから	22	13.7
日本の奨学金が得られたから	21	13.0
母国から援助が出たから	20	12.4
日本に留学していた人に勧められたから	15	9.3
母国に帰ってからの就職に有利だから	12	7.5
日本が安全だから	10	6.2
日本の企業に就職したいから	8	5.0
以前住んでいたことがあるから	6	3.7
日本に留学すれば、働くことができるから	6	3.7
母国の先生や両親が勧めたから	5	3.1
日本の大学は簡単に卒業できると聞いていたから	2	1.2
他国と比べ大学の入学試験が簡単だから	1	0.6
他国と比べ入学のための手続きが簡単だから	1	0.6
他国に行けなかったから	0	0.0
その他	2	1.2
無回答	2	1.2
回答者総数	161	100.0

- （注）1 当省の帰国留学生に対するアンケート調査結果による。
 2 複数回答のため、回答数の合計は回答者総数と一致しない。
 3 無回答には無効回答としたもの（指定した回答数（3つ以内）より多く回答しているもの）を含む。

キ 我が国における少子化の影響

我が国の少子化による学生数の減少により、留学生の受入れが加速したとの見解がある。「新たな留学生政策の展開について」(平成 15 年 12 月 16 日、中央教育審議会答申)において、留学生数が急増した背景の一つとして、我が国の 18 歳人口の減少等に伴う我が国の大学等の積極的な留学生受入れ姿勢が指摘されている。

18 歳人口の推移をみると、表 3 - 3 - 6 のとおり、平成 10 年度には 160 万 3,000 人であったが 15 年度には 144 万 4,000 人と 9.9%減少している。

一方、大学等定員の減少は、18 歳人口の減少よりも緩やか(5.6%減)となっている。

表 3 - 3 - 6 我が国の 18 歳人口、高等教育機関の進学率、
大学等定員の推移

(単位：千人、%)

年度 区分	平成 10	11	12	13	14	15
18 歳人口	1,603	1,534	1,510	1,518	1,500	1,444
指数	100.0	95.7	94.2	94.7	93.6	90.1
大学等定員	711	712	698	691	680	671
指数	100.0	100.1	98.2	97.2	95.6	94.4
進学率	69.2	70.3	70.6	69.8	71.2	73.9

(注) 1 国勢調査及び人口推計(総務省)並びに学校基本調査等(文部科学省)に基づき当省が作成した。

2 進学率は、「学校基本調査」の大学、短期大学及び専修学校(専門課程)への入学者数並びに高等専門学校 4 年の在学者数の合計を 18 歳人口で除したものである。

4 「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高める」等の達成状況 (要旨)

(1) 留学生受入れ推進施策の目的である「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高める」、「国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与する」及び「開発途上国の場合にはその人材養成に協力する」の達成状況について把握するため、在邦留学生(回答者総数 2,358 人) 帰国留学生(同 322 人) 留学生指導教職員(同 272 人) 及び留学生採用企業(回答企業総数 40 社) に対してアンケート調査を行った。その結果は以下のとおりである。

ア 授業内容等に対する満足度について、在邦留学生に対するアンケート調査結果をみると、授業内容については 1,426 人(60.5%) 教員の指導性については 1,554 人(65.9%) 学校の設備等勉強環境については 1,740 人(73.8%) の留学生が「満足」又は「やや満足」としている。

イ 留学生の日本人学生に与える影響について、留学生指導教職員に対するアンケート調査結果をみると、「日本以外の国の文化を理解するのに役立つ」が 175 人(64.3%) 「日本人学生の国際化に役立つ」が 170 人(62.5%) になっている。

ウ 留学生を採用した効果について、留学生採用企業に対するアンケート調査結果をみると、14(35.0%) の企業が「職場が活性化した」としている。

エ 帰国留学生に対するアンケート調査結果をみると、「日本への留学を勧めたいか」という問いに対して、国費留学生(回答者総数 150 人) の 128 人(85.3%) 及び私費留学生(同 161 人) の 71 人(44.1%) が「勧めたい」としており、また、「日本での留学経験は役に立っているか」という問いに対して、帰国留学生は、「役に立っている」とする者が 226 人(70.2%) 「少しは役に立っている」とする者が 46 人(14.3%) となっている。

(2) 以上のとおり、「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高める」等 3 つの政策目的の達成状況については、留学生は授業内容等におおむね満足している、留学生の存在は日本人学生の国際化等に役立っている、帰国留学生の多くは、留学が役立っているとしている等の状況がみられることから、一定の効果が上がっているとみられる。

(1) 把握する内容及び手法

前述第 1 の 1 のとおり「留学生受入れ 10 万人計画」の目的として、「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高める」、「国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与する」及び「開発途上国の場合にはその人材養成に協力する」の 3 点が掲げられていた。

これらの目的が達成されたか否かについて、在邦留学生(回答者総数 2,358 人) 帰国留学生(同 322 人) 留学生指導教職員(同 272 人) 及び留学生採用企業(回答企業総数 40 社) に対して行ったアンケート調査結果から把握、分析した。

(2) 把握した結果

ア 授業内容等に対する在邦留学生の満足度

授業内容等に対する満足度について、在邦留学生に対するアンケート調査結果をみると、授業内容については表3-4-1のとおり、1,426人(60.5%)、教員の指導性については表3-4-2のとおり、1,554人(65.9%)、学校の設備等勉強環境については表3-4-3のとおり、1,740人(73.8%)の留学生在が「満足」又は「やや満足」としている。

表3-4-1 授業内容に対する在邦留学生の満足度

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
満足	403	17.1
やや満足	1,023	43.4
どちらでもない	452	19.2
やや不満	244	10.3
不満	97	4.1
無回答	139	5.9
回答者総数	2,358	100.0
「満足」と「やや満足」の合計	1,426	60.5
「やや不満」と「不満」の合計	341	14.5

(注) 当省の在邦留学生に対するアンケート調査結果による。

表3-4-2 教員の指導性に対する在邦留学生の満足度

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
満足	684	29.0
やや満足	870	36.9
どちらでもない	393	16.7
やや不満	192	8.1
不満	91	3.9
無回答	128	5.4
回答者総数	2,358	100.0
「満足」と「やや満足」の合計	1,554	65.9
「やや不満」と「不満」の合計	283	12.0

(注) 当省の在邦留学生に対するアンケート調査結果による。

表3 - 4 - 3 学校の設備等勉強環境に対する在邦留学生の満足度

(単位：人、%)

回答内容	回答数	構成比
満足	896	38.0
やや満足	844	35.8
どちらでもない	267	11.3
やや不満	164	7.0
不満	62	2.6
無回答	125	5.3
回答者総数	2,358	100.0
「満足」と「やや満足」の合計	1,740	73.8
「やや不満」と「不満」の合計	226	9.6

(注) 当省の在邦留学生に対するアンケート調査結果による。

イ 留学生在が日本人学生に与える影響

留学生在の日本人学生に与える影響について、留学生在指導教職員に対するアンケート調査結果をみると、表3 - 4 - 4のとおり、「日本以外の国の文化を理解するのに役立つ」が175人(64.3%)、「日本人学生の国際化に役立つ」が170人(62.5%)になっている。

表3 - 4 - 4 留学生在が日本人学生に与える影響(複数回答)

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
日本以外の国の文化を理解するのに役立つ	175	64.3
日本人学生の国際化に役立つ	170	62.5
日本人学生の勉学や研究への意欲向上の刺激となる	141	51.8
日本人学生が自ら留学を希望する契機となっている	53	19.5
ほとんど影響を与えていない	30	11.0
日本人学生の学力の向上につながる	22	8.1
授業の進行が遅くなる	22	8.1
分からない	7	2.6
日本人の授業意欲が減退する	5	1.8
その他	3	1.1
無回答	7	2.6
回答者総数	272	100.0

(注) 1 当省の留学生在指導教職員に対するアンケート調査結果による。

2 複数回答のため、回答数の合計は回答者総数と一致しない。

3 無回答には無効回答としたもの(指定した回答数(3つ以内)より多く回答しているもの)を含む。

ウ 留学生採用企業における影響

留学生を採用した効果について、留学生採用企業に対するアンケート調査結果をみると、表3 - 4 - 5のとおり、14(35.0%)の企業が「職場が活性化した」としている。

表3 - 4 - 5 留学生採用企業が感じている留学生を採用した効果(複数回答)

(単位:社、%)

回答内容	回答数	回答率
職場が活性化した	14	35.0
留学生の出身国とつながりができた	11	27.5
留学生の出身国との関係が良好になった	9	22.5
会社の業績が向上した	9	22.5
事務能力が進展した	8	20.0
会社の社会的地位、国際的地位が高まった	4	10.0
その他	4	10.0
無回答	7	17.5
回答企業総数	40	100.0

- (注) 1 当省の留学生採用企業に対するアンケート調査結果による。
2 複数回答のため、回答数の合計は回答企業総数と一致しない。
3 無回答には無効回答としたもの(指定した回答数(3つ以内)より多く回答しているもの)を含む。

エ 帰国留学生の留学結果に対する満足度

(ア) 日本への留学を勧めたいか

帰国留学生に対するアンケート調査結果をみると、表3 - 4 - 6のとおり、「日本への留学を勧めたいか」という問いに対して、国費留学生(回答者総数150人)の128人(85.3%)及び私費留学生(同161人)の71人(44.1%)が「勧めたい」としている。

表3 - 4 - 6 帰国留学生は日本への留学を他の人に勧めたいか
国費留学生

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
勧めたい	128	85.3
勧めたくない	8	5.3
どちらでもない	11	7.3
その他	0	0.0
無回答	3	2.0
回答者総数	150	100.0

(注) 当省の帰国留学生に対するアンケート調査結果による。

私費留学生

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
勧めたい	71	44.1
勧めたくない	13	8.1
どちらでもない	62	38.5
その他	0	0.0
無回答	15	9.3
回答者総数	161	100.0

(注) 当省の帰国留学生に対するアンケート調査結果による。

(イ) 留学経験の活用状況

帰国留学生に対するアンケート調査結果をみると、表3 - 4 - 7のとおり、「日本での留学経験は役に立っているか」という問いに対して、「役に立っている」とする者が226人(70.2%)、「少しは役に立っている」とする者が46人(14.3%)となっている。

表3 - 4 - 7 帰国留学生にとって日本での留学経験は役に立っているか

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
役に立っている	226	70.2
少しは役に立っている	46	14.3
全く役に立っていない	2	0.6
分からない	1	0.3
無回答	47	14.6
回答者総数	322	100.0

(注) 当省の帰国留学生に対するアンケート調査結果による。

(ウ) 留学先の学校で学んだ知識や技能の活用状況

上述(イ)で日本での留学が「役に立っている」又は「少しは役に立っている」と答えた帰国留学生 272 人に対し、日本での留学経験がどのように役立っているか調査した結果は、表 3 - 4 - 8 のとおり、「留学先の学校で学んだ知識や技能が活用できる」とする者が 184 人(67.6%)、「日本語能力が活用できる」とする者が 131 人(48.2%)、「留学中に取得した学位や資格が役立っている」とする者が 86 人(31.6%)と、留学先の学校で学んだ知識や技術が活用できるとする者の割合が高くなっている。

表 3 - 4 - 8 帰国留学生にとって日本での留学経験はどのように役に立っているか(複数回答)

(単位:人、%)

回答内容	回答数	回答率
留学先の学校で学んだ知識や技能が活用できる	184	67.6
日本語能力が活用できる	131	48.2
留学中に取得した学位や資格が役立っている	86	31.6
日本に知人ができて情報が得られる	65	23.9
留学先の教官等とつながりがあり、アドバイスがもらえる	57	21.0
留学後日系企業に就職できたから	23	8.5
その他	5	1.8
無回答	14	5.1
回答者総数	272	100.0

- (注) 1 当省の帰国留学生に対するアンケート調査結果による。
 2 複数回答のため、回答数の合計は回答者総数と一致しない。
 3 無回答には無効回答としたもの(指定した回答数(3つ以内)より多く回答しているもの)を含む。

(エ) 帰国後の進路

帰国留学生に対するアンケート調査結果では、表3 - 4 - 9のとおり、帰国後の進路について、母国の企業に就職している者が101人(31.4%)、母国の大学等の教職員になっている者が97人(30.1%)の順で多くなっている。なお、帰国後の地位について回答のあった151人のうち、39人が大学教授と回答している。

表3 - 4 - 9 帰国留学生の帰国後の進路

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
母国の企業に就職している	101	31.4
母国の大学等の教職員になっている	97	30.1
母国で官公庁に勤めている	21	6.5
母国で事業を興した	18	5.6
母国の研究機関に勤めている	17	5.3
母国の大学・大学院等に進学している	11	3.4
就職していない	9	2.8
日本で事業を興している	7	2.2
その他	19	5.9
無回答	22	6.8
回答者総数	322	100.0

(注) 当省の帰国留学生に対するアンケート調査結果による。

5 学業成績等留学生の質

(要旨)

(1) 学業成績等留学生の質の状況を、留学生の学位取得状況等によりみると、次のとおり、全体として低下している状況がみられる。

ア 留学生の学位取得状況

留学生の大学院における学位取得者は、平成5年度に3,936人であり、13年度には5,092人、14年度には5,612人となっている。一方、学位の取得率で見ると、5年度に90.5%であったが、13年度には69.6%、14年度には68.9%に低下している。

なお、日本人学生の大学院における平成13年度の学位取得率は、98.1%となっている。

イ 留学生の退学・除籍者数

調査対象とした81大学等の留学生の退学・除籍者率は、平成10年度に3.1%（留学生数1万8,984人に対し退学・除籍者数587人）であったものが、14年度は6.0%（留学生数3万2,755人に対し退学・除籍者数1,962人）と大幅に増加している。

ウ 留学生の質の変化

留学生指導教職員に対するアンケート調査結果（回答者総数272人）では、最近の5年間から10年間における留学生の質の変化について、「少し悪くなっている」又は「かなり悪くなっている」とする者（合計103人、37.9%）が、「変わらない」とする者（68人、25.0%）や、「少し良くなっている」又は「かなり良くなっている」とする者（合計59人、21.7%）を上回っている状況がみられた。

エ 留学生の不法残留者数

在留資格が「留学」とされている者で許可された在留期間経過後も不法に残留している者（不法残留者）は、平成8年の8,406人（留学生数5万2,921人、15.9%）から13年の4,401人（留学生数7万8,812人、5.6%）まで減少したが、その後増加に転じ、16年には6,672人（留学生数11万7,302人、5.7%）となっている。

(2) 以上のとおり、留学生指導教職員に対するアンケート調査結果によると全体として学業成績等質が低下しており、留学目的である学位を取得できない者や不法残留者が増加している。

(1) 把握する内容及び手法

学業成績等留学生の質について、以下の手法により把握・分析した。

留学生の主要な留学目的は学位の取得にあると考えられることから、大学院における学位取得率の推移（平成 5 年度から 14 年度）を把握・分析

中途退学者数及び除籍者数は、留学生の学業成績等を計る一つの指標であると考えられることから、調査対象 81 大学等における留学生の退学・除籍者数の推移（平成 10 年度から 14 年度）を把握・分析

留学生の指導教職員が感じている最近の 5 年間から 10 年間における留学生の質の変化及びその理由について把握・分析（当省が実施したアンケート調査結果）

在留資格が「留学」とされている者で許可された在留期間経過後も不法に残留している者（不法残留者）の推移（平成 7 年から 16 年）を把握・分析

(2) 把握した結果

学業成績等留学生の質の状況をみると、次のとおり、全体として低下している状況がみられる。

ア 留学生の学位取得状況

留学生の大学院における学位取得の状況についてみると、表 3 - 5 - 1 のとおり、平成 5 年度に 3,936 人であり、13 年度には 5,092 人、14 年度には 5,612 人となっている。一方、学位の取得率でみると、5 年度に 90.5%であったが、13 年度には 69.6%、14 年度には 68.9%に低下している。

なお、日本人学生の大学院における平成 13 年度の学位取得率は、98.1%となっている。

留学生の大学院における学位取得率を、修士課程及び博士課程のそれぞれについて、文科系・理科系別にみると、以下のようになっている。

修士課程における学位取得率

文科系は、平成 5 年度は 93.7%であったものが、14 年度は 75.2%に低下している。理科系は、平成 5 年度は 99.4%であったものが、14 年度は 83.1%に低下している。

博士課程における学位取得率

文科系は、平成 5 年度は 28.4%であったものが、14 年度は 22.5%に低下している。理科系は、平成 5 年度は 92.7%であったものが、14 年度は 61.8%に低下している。

表3 - 5 - 1

大学院における留学生の学位取得状況

(単位：人、%)

区分		年度										
		平成5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
修士課程	文科系	入学者数 (a)	1,495	1,651	1,765	2,162	2,094	2,230	2,631	2,940	2,967	3,570
		学位取得者数(b)	1,401	1,624	1,691	1,716	1,657	1,760	2,056	2,095	2,242	2,684
		学位取得率(b/a)	93.7	98.4	95.8	79.4	79.1	78.9	78.1	71.3	75.6	75.2
	理科系	入学者数 (a)	1,440	1,672	1,624	1,694	1,492	1,448	1,615	1,865	1,761	1,852
		学位取得者数(b)	1,432	1,592	1,598	1,477	1,284	1,249	1,312	1,493	1,437	1,539
		学位取得率(b/a)	99.4	95.2	98.4	87.2	86.1	86.3	81.2	80.1	81.6	83.1
	計	入学者数 (a)	2,935	3,323	3,389	3,856	3,586	3,678	4,246	4,805	4,728	5,422
		学位取得者数(b)	2,833	3,216	3,289	3,193	2,941	3,009	3,368	3,588	3,679	4,223
		学位取得率(b/a)	96.5	96.8	97.0	82.8	82.0	81.8	79.3	74.7	77.8	77.9
博士課程	文科系	入学者数 (a)	324	341	448	528	593	729	658	774	633	747
		学位取得者数(b)	92	145	170	91	109	164	154	159	164	168
		学位取得率(b/a)	28.4	42.5	37.9	17.2	18.4	22.5	23.4	20.5	25.9	22.5
	理科系	入学者数 (a)	1,091	1,206	1,380	1,776	1,784	1,921	1,830	2,009	1,960	1,975
		学位取得者数(b)	1,011	1,086	1,212	1,036	1,070	1,169	1,147	1,253	1,249	1,221
		学位取得率(b/a)	92.7	90.0	87.8	58.3	60.0	60.9	62.7	62.4	63.7	61.8
	計	入学者数 (a)	1,415	1,547	1,828	2,304	2,377	2,650	2,488	2,783	2,593	2,722
		学位取得者数(b)	1,103	1,231	1,382	1,127	1,179	1,333	1,301	1,412	1,413	1,389
		学位取得率(b/a)	78.0	79.6	75.6	48.9	49.6	50.3	52.3	50.7	54.5	51.0
修士課程・博士課程合計	文科系	入学者数 (a)	1,819	1,992	2,213	2,690	2,687	2,959	3,289	3,714	3,600	4,317
		学位取得者数(b)	1,493	1,769	1,861	1,807	1,766	1,924	2,210	2,254	2,406	2,852
		学位取得率(b/a)	82.1	88.8	84.1	67.2	65.7	65.0	67.2	60.7	66.8	66.1
	理科系	入学者数 (a)	2,531	2,878	3,004	3,470	3,276	3,369	3,445	3,874	3,721	3,827
		学位取得者数(b)	2,443	2,678	2,810	2,513	2,354	2,418	2,459	2,746	2,686	2,760
		学位取得率(b/a)	96.5	93.1	93.5	72.4	71.9	71.8	71.4	70.9	72.2	72.1
	計	入学者数 (a)	4,350	4,870	5,217	6,160	5,963	6,328	6,734	7,588	7,321	8,144
		学位取得者数(b)	3,936	4,447	4,671	4,320	4,120	4,342	4,669	5,000	5,092	5,612
		学位取得率(b/a)	90.5	91.3	89.5	70.1	69.1	68.6	69.3	65.9	69.6	68.9

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 「入学者数」は、修士課程については2年前の入学者数、博士課程については3年前(理科系の保健は4年前)の入学者数である。

(参考)

留学生及び日本人学生の学位取得の状況について、データが把握できた平成13年度でみると、修士課程では、留学生は、入学者4,728人に対して学位取得者3,679人(学位取得率77.8%)、日本人学生は、入学者6万5,593人に対して学位取得者6万2,613人(学位取得率95.5%)、また、博士課程(論文博士を含む)では、留学生は、入学者2,593人に対して学位取得者1,413人(学位取得率54.5%)、日本人学生は、入学者1万3,293人に対して学位取得者1万4,770人(学位取得率111.1%)となっている。これを、修士課程と博士課程の合計でみると、留学生は入学者7,321人に対して学位取得者5,092人(学位取得率69.6%)、日本人学生は、入学者7万8,886人に対して学位取得者7万7,383人(学位取得率98.1%)となっている。

[関係資料3 - 5 - 1 参照]

イ 留学生の退学・除籍者数

調査対象とした 81 大学等の留学生の退学・除籍者の状況についてみると、留学生の中には、留学半ばで、家庭の事情・一身上の都合で退学する者、学費滞納や生活が困窮するなど経済的理由で退学する者、授業に出席せず就学意欲を喪失して退学する者、単位の取得が困難で退学する者などがみられ、退学・除籍者率は、表 3 - 5 - 2 のとおり、平成 10 年度に 3.1% (留学生数 1 万 8,984 人に対し退学・除籍者数 587 人)であったものが、14 年度は 6.0% (留学生数 3 万 2,755 人に対し退学・除籍者数 1,962 人)と大幅に増加している。

また、これを国費留学生についてみると、平成 10 年度は 55 人(調査対象 81 大学等の国費留学生数 4,054 人の 1.4%)であったが、14 年度は 71 人(同 4,739 人の 1.5%)に増加している。

表 3 - 5 - 2 留学生数及び退学・除籍者数の推移

(単位：人、%)

事項	年度	平成 10	11	12	13	14
調査対象 81 大学等の留学生数 (a)		18,984	20,676	23,184	27,557	32,755
退学・除籍者数 (b)		587	677	959	1,389	1,962
退学・除籍者率 (b/a)		3.1	3.3	4.1	5.0	6.0
調査対象 81 大学等の国費留学生数 (c)		4,054	4,341	4,496	4,664	4,739
国費留学生の退学・除籍者数 (d)		55	52	67	76	71
退学・除籍者率 (d/c)		1.4	1.2	1.5	1.6	1.5

(注) 1 当省の 81 大学等の調査結果による。
2 留学生数は各年 5 月 1 日現在である。

[関係資料 3 - 5 - 2 参照]

ウ 留学生の質の変化

留学生指導教職員に対するアンケート調査結果(回答者総数 272 人)では、最近の 5 年間から 10 年間における留学生の質の変化について、表 3 - 5 - 3 のとおり、「少し悪くなっている」又は「かなり悪くなっている」とする者(合計 103 人、37.9%)が、「変わらない」とする者(68 人、25.0%)や、「少し良くなっている」又は「かなり良くなっている」とする者(合計 59 人、21.7%)を上回っている。

表3 - 5 - 3 留学生指導教職員が感じている最近の5年
間から10年間における留学生の質の変化

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
かなり悪くなってきている	32	11.8
少し悪くなっている	71	26.1
変わらない	68	25.0
少し良くなっている	39	14.3
かなり良くなってきている	20	7.4
分からない	35	12.9
無回答	7	2.6
回答者総数	272	100.0
「少し悪くなっている」と「かなり悪くなってきている」の合計	103	37.9
「少し良くなっている」と「かなり良くなってきている」の合計	59	21.7

(注) 当省の留学生指導教職員に対するアンケート調査結果による。

「少し悪くなっている」又は「かなり悪くなってきている」と答えた103人にそう思う理由を聞いたところ、表3 - 5 - 4のとおり、「日本語能力の低い者が増えている」とする者が69人(67.0%)、「授業についていけない者が増えている」とする者が38人(36.9%)、「授業やゼミ等に出てこない者が増えている」とする者が26人(25.2%)となっている。

表3 - 5 - 4 「少し悪くなっている」又は「かなり悪くな
ってきている」と思う理由(複数回答)

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
日本語能力の低い者が増えている	69	67.0
授業についていけない者が増えている	38	36.9
授業やゼミ等に出てこない者が増えている	26	25.2
入学試験の成績が下がってきている	21	20.4
研究上の議論ができない者が増えている	13	12.6
中退する者が増えている	13	12.6
ゼミや講義で発表できない者が増えている	9	8.7
母国の学校の成績の悪い者が増えている	9	8.7
資格外活動等での摘発者が増えている	9	8.7
学位を取れない者が増えている	7	6.8
その他	4	3.9
無回答	7	6.8
回答者総数	103	100.0

(注) 1 当省の留学生指導教職員に対するアンケート調査結果による。
2 複数回答のため、回答数の合計は回答者総数と一致しない。
3 無回答には無効回答としたもの(指定した回答数(3つ以内)より多く回答しているもの)を含む。

エ 留学生の不法残留者数

在留資格(注)が「留学」とされている者で許可された在留期間経過後も不法に残留している者(不法残留者)は、表3-5-5のとおり、平成8年の8,406人(留学生数5万2,921人、15.9%)から13年の4,401人(留学生数7万8,812人、5.6%)まで減少したが、その後増加に転じ、16年には6,672人(留学生数11万7,302人、5.7%)となっている。

(注)出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)第2条の2第1項において、「本邦に在留する外国人は、(中略)当該外国人の取得に係る在留資格又はそれらの変更に係る在留資格をもって在留する。」とされており、同法別表第1の4において、教育を受ける活動に関する「留学」及び「就学」の在留資格が定められている。

表3-5-5 留学生の不法残留者数の推移

(単位：人)

年 事項	平成7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
人数	7,587	8,406	7,445	6,824	5,914	5,100	4,401	4,442	5,450	6,672
指数	100	110.8	98.1	89.9	77.9	67.2	58.0	58.5	71.8	87.9

(注)1 法務省の資料に基づき当省が作成した。

2 不法残留者数は、平成7年は11月1日現在、8年は5月1日現在、9年から16年までは1月1日現在である。

6 質の向上を図るための方策

(要旨)

(1) 質の向上を図るための方策について、留学生指導教職員に対するアンケート調査結果(回答者総数 272 人)をみると、「日本語能力の向上」とする者が 101 人(37.1%)、「奨学金の給付対象者数の増加」とする者が 79 人(29.0%)、「国費留学生について留学途中でその身分を見直し」とする者が 73 人(26.8%)、「私費留学生の入学試験を厳しくする」とする者が 58 人(21.3%)となっている。

(2) 質の向上を図るための方策に関連して、国費留学生の選考及び私費留学生に対する学習奨励費の支給の在り方について、調査をした結果は、以下のとおりである。

ア 留学生指導教職員に対するアンケート調査結果では、国費留学生の選考について、「今のままでよい」とする者は 22 人(8.1%)にすぎず、「どのように選考されているか分かりづらい」とする者が 123 人(45.2%)、「選考に当たってもっと大学関係者の意見を入れるべき」とする者が 64 人(23.5%)、「成績など客観的な基準で選考すべき」とする者が 62 人(22.8%)となっており、選考の改善を求める意見が少なくない。

また、調査対象とした 57 大学のうち 11 大学において、平成 10 年度から 14 年度までの大使館推薦により受け入れた国費留学生で転学した者が少なくとも 12 人みられる。

イ 在邦留学生に対するアンケート調査結果では、留学生に対する奨学金等の金銭的支援について、国費留学生(回答者総数 424 人)は 333 人(78.5%)が「満足」又は「やや満足」としているが、私費留学生(回答者総数 1,922 人)は「満足」又は「やや満足」とする者が 659 人(34.3%)であり、「不満」又は「やや不満」とする者が 658 人(34.2%)となっている。

在邦留学生に対するアンケート調査結果では、私費留学生(回答者総数 1,858 人。外国政府派遣留学生等は除く。)は、学習奨励費の支給について、()支給対象者の選考に当たっては、「学業成績を重視すべきである」とする者が 498 人(26.8%)と最も多く、また、()支給金額については、「金額は少なくとも多くの人に支給した方がよい」とする者が 577 人(31.1%)、「成績の良い人に今より多い金額で支給した方がよい」とする者が 557 人(30.0%)となっている。

なお、平成 15 年度に入学した留学生に対する学習奨励費の支給者数が 3,333 人であるのに対し、日本留学試験により学習奨励費の支給の予約を提供する枠は、年間 600 人とどまっている。

(3) 以上のとおり、質の向上を図るための方策としては、日本語能力に重点を置いた留学生の選考の改善及び私費留学生に対する学習奨励費の改善を求める意見が多い。留学生の選考については、国費留学生の選考に当たって大学関係者との調整の強化を求める意見が多い。学習奨励費については、優秀な者に重点的に支給すべしとする意見と、少額でも多くの人に支給すべしとする意見とが拮抗している。

(1) 把握する内容及び手法

質の向上を図るための方策について、以下の手法により把握・分析した。

留学生指導教員が考えている留学生の質の向上を図るための方策について把握・分析（当省が実施したアンケート調査結果）

国費留学生の選考に関する意見を把握・分析（当省が実施したアンケート調査結果）

当省が調査した 57 大学における大使館推薦により受入れた国費留学生の転学等の状況について把握・分析

国費留学生及び私費留学生の奨学金等の金銭的支援に対する満足度並びに私費留学生に対する学習奨励費の支給の在り方に関する意見について把握・分析（当省が実施したアンケート調査結果）

(2) 把握した結果

ア 質の向上を図るための方策

質の向上を図るための方策について、留学生指導教職員に対するアンケート調査結果（回答者総数 272 人）をみると、表 3 - 6 - 1 のとおり、「日本語能力の向上」とする者が 101 人（37.1%）、「奨学金の給付対象者数の増加」が 79 人（29.0%）、「国費留学生について留学中途で見直し」とする者が 73 人（26.8%）、「私費留学生の入学試験を厳しくする」とする者が 58 人（21.3%）となっている。

表3 - 6 - 1

留学生指導教職員が考えている留学生の
質の向上を図るための方策（複数回答）

（単位：人、％）

回答内容	回答数	回答率
留学生の日本語能力を向上させる	101	37.1
奨学金の給付の対象者数を増加させる	79	29.0
国費留学生であっても、留学途中で成績が悪くなればその身分を取り消すなど中途で見直しを行う	73	26.8
私費留学生の入学試験を厳しくする	58	21.3
日本の大学の国際的評価を高める	55	20.2
宿舍等居住環境を充実する	54	19.9
大学院志望など高学歴の留学生を増やす	44	16.2
入国在留審査を厳しくする	37	13.6
研究支援等留学後のフォローアップを充実する	35	12.9
就職のあっせん等を充実する	27	9.9
学籍管理を厳格にする	25	9.2
教員の質を高める	23	8.5
国費留学生の選考を厳しくする	20	7.4
授業内容を向上させる	16	5.9
その他	1	0.4
無回答	39	14.3
回答者総数	272	100.0

- （注）1 当省の留学生指導教職員に対するアンケート調査結果による。
 2 複数回答のため、回答数の合計は回答者総数と一致しない。
 3 無回答には無効回答としたもの（指定した回答数（3つ以内）より多く回答しているもの）を含む。

イ 国費留学生の選考に対する意見等

留学生指導教職員に対するアンケート調査結果では、国費留学生の選考について、表3 - 6 - 2のとおり、「今のままでよい」とする者は22人（8.1％）にすぎず、「どのように選考されているか分かりづらい」とする者が123人（45.2％）、「選考に当たってもっと大学関係者の意見を入れるべき」とする者が64人（23.5％）、「成績など客観的な基準で選考すべき」とする者が62人（22.8％）となっており、選考の改善を求める意見が少なくない。

表 3 - 6 - 2 留学生指導教職員の国費留学生の
選考についての考え（複数回答）

（単位：人、％）

回答内容	回答数	回答率
どのように選考されているか分かりづらい	123	45.2
選考に当たってもっと大学関係者の意見を入れるべき	64	23.5
成績など客観的な基準で選考すべき	62	22.8
今のままでよい	22	8.1
分からない	64	23.5
その他	4	1.5
無回答	17	6.3
回答者総数	272	100.0

- （注）1 当省の留学生指導教職員に対するアンケート調査結果による。
 2 複数回答のため、回答数の合計は回答者総数と一致しない。
 3 無回答には無効回答としたもの（指定した回答数（3つ以内）より多く回答しているもの）を含む。

また、調査対象とした 57 大学のうち 11 大学において、表 3 - 6 - 3 のとおり、平成 10 年度から 14 年度までの大使館推薦により受け入れた国費留学生(注)で転学した者が少なくとも 12 人みられる。これらは、本人の希望と専攻が不一致等の理由によるものであり、留学先の大学の研究内容は、国費留学生が希望したものとは必ずしも合致していない状況がみられる。

[関係資料 3 - 6 - 1 参照]

（注）在外日本公館（日本大使館又は総領事館）を通じて募集が行われる国費留学生を「大使館推薦」と称している。留学希望者は、現地の在外日本公館において選考試験（書類審査、筆記試験、面接）を受け、これに合格すると外務省を通じて文部科学省に推薦が行われ、文部科学省と大学等との受入れ協議を経て、国費留学生として採用される（文部科学省から在外日本公館に採用通知）。国費留学生として採用された者は、渡日後、原則として国立大学留学生センター等の指定日本語教育施設において一定期間（6 か月又は 1 年）の日本語教育等を受けた後、大学等に入学することとなる。

表3 - 6 - 3 平成10年度から14年度までの大使館推薦により受け入れた国費留学生の転学等の状況

(単位：校、件、人、%)

区分	調査対象 大学数	転学の相談又は 転学の事例あり	左の内容別件数				転学の相談又は 転学の事例なし
			相談件数	転学せず	転学済み	不明	
国立大学	21	7(33.3)	14	1	9	4	14(66.7)
私立大学	36	4(11.1)	4	0	3	1	32(88.9)
合計	57	11(19.3)	18	1	12	5	46(80.7)

- (注) 1 当省の調査結果による。
 2 ()内の数値は、調査対象大学数に対する構成比を示す。
 3 私立大学の調査対象大学数は、大使館推薦の国費留学生の受入れ実績のないものも含む。

ウ 学習奨励費の支給に対する評価等

(ア) 奨学金等の金銭的支援の満足度

在邦留学生に対するアンケート調査結果では、留学生に対する奨学金等の金銭的支援について、表3 - 6 - 4のとおり、国費留学生(回答者総数424人)は、333人(78.5%)が「満足」又は「やや満足」としているが、表3 - 6 - 5のとおり、私費留学生(回答者総数1,922人)は、「満足」又は「やや満足」とする者が659人(34.3%)であり、「不満」又は「やや不満」とする者が658人(34.2%)となっている。

表3 - 6 - 4 国費留学生の奨学金等の金銭的支援の満足度

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
満足	193	45.5
やや満足	140	33.0
どちらでもない	50	11.8
やや不満	17	4.0
不満	11	2.6
該当なし	0	0.0
無回答	13	3.1
回答者総数	424	100.0
「満足」と「やや満足」の合計	333	78.5
「やや不満」と「不満」の合計	28	6.6

(注) 当省の在邦留学生に対するアンケート調査結果による。

表3 - 6 - 5 私費留学生の奨学金等の金銭的支援の満足度

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
満足	190	9.9
やや満足	469	24.4
どちらでもない	417	21.7
やや不満	373	19.4
不満	285	14.8
該当なし	56	2.9
無回答	132	6.9
回答者総数	1,922	100.0
「満足」と「やや満足」の合計	659	34.3
「やや不満」と「不満」の合計	658	34.2

(注) 当省の在邦留學生に対するアンケート調査結果による。

(イ) 学習奨励費の支給についての考え

在邦留學生に対するアンケート調査結果では、学習奨励費の支給対象者の選考について、表3 - 6 - 6のとおり、私費留學生(回答者総数 1,858 人。外国政府派遣留學生等は除く。)は、「学業成績を重視すべきである」とする者が 498 人(26.8%)と最も多く、「学習奨励費を受ける人の選考が不透明で不公平感がある」とする者が 365 人(19.6%)となっている。また、学習奨励費の支給金額について、表3 - 6 - 7のとおり、私費留學生は、「金額は少なくとも多くの人に支給した方がよい」とする者が 577 人(31.1%)、「成績の良い人に今より多い金額で支給した方がよい」とする者が 557 人(30.0%)となっている。

表3 - 6 - 6 私費留学生の学習奨励費支給対象者についての考え

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
学業成績を重視すべきである	498	26.8
学習奨励費を受ける人の選考が不透明で不公平感がある	365	19.6
今のままでよい	353	19.0
勉強が忙しくてアルバイトもできない人を優先すべきである	305	16.4
その他	45	2.4
無回答	292	15.7
回答者総数	1,858	100.0

(注) 当省の在邦留学生に対するアンケート調査結果による。

表3 - 6 - 7 私費留学生の学習奨励費の支給金額についての考え

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
金額は少なくとも多くの人に支給した方がよい	577	31.1
成績の良い人に今より多い金額で支給した方がよい	557	30.0
今のままでよい	394	21.2
その他	32	1.7
無回答	298	16.0
回答者総数	1,858	100.0

(注) 当省の在邦留学生に対するアンケート調査結果による。

(ウ) 学習奨励費の支給対象者の選考に関する日本留学試験の活用状況

学生支援機構は、国内の大学等における私費留学生の選考に資するため、日本留学試験を国内外で実施しており(年2回：6月及び11月)、同試験の受験者数は、表3 - 6 - 8のとおり、平成14年度は2万6,121人(国内における受験者数2万4,689人、国外における受験者数1,432人)、15年度は3万5,111人(国内における受験者数3万1,903人、国外における受験者数3,208人)となっている。

表3 - 6 - 8

日本留学試験受験者数の推移

(単位：人)

区分 \ 年度	平成 10	11	12	13	14	15
受験者数	2,994	3,753	4,534	6,036	26,121	35,111
うち国外受験者数	46	15	21	30	1,432	3,208
うち国内受験者数	2,948	3,738	4,513	6,006	24,689	31,903

- (注) 1 学生支援機構の資料に基づき当省が作成した。
 2 平成 13 年度以前は、財団法人日本国際教育協会による私費留学生統一試験が実施されていた。日本留学試験は、平成 14 年度から財団法人日本国際教育協会が実施していたが、平成 16 年 4 月、学生支援機構に継承された。

日本留学試験の実施状況についてみると、表3 - 6 - 9のとおり、国外においてはアジアを中心に 13 都市(平成 16 年度)で実施されているが、留学生数が最も多い中国において実施されていない。文部科学省、外務省等関係機関から中国政府に中国国内での実施について要請しているところであるが、平成 16 年 10 月現在、その実施に至っていない。

表3 - 6 - 9

日本留学試験の実施状況(平成 16 年度)

区分	事項	備考
実施時期	年 2 回(6 月及び 11 月)	-
実施地	国内	15 都市 北海道、宮城県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、石川県又は福井県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、岡山県又は広島県、福岡県及び沖縄県
	国外	アジア地域を中心に 13 都市 インドネシア(ジャカルタ、スバヤ)、ベトナム(ハノイ、ホーチミン)、韓国(ソウル、プサン)、シンガポール(シンガポール)、タイ(バンコク)、台湾(台北)、フィリピン(マニラ)、マレーシア(クアラルンプール)、ミャンマー(ヤンゴン)、モンゴル(ウランバートル)
試験科目	日本語、数学、理科(物理、化学、生物から 2 科目選択)、総合科目	-

(注) 学生支援機構の資料に基づき当省が作成した。

学生支援機構は、日本留学試験の成績が優秀な者（試験1回当たりの成績上位者300人を対象とし、年2回実施される試験の合計で600人）で、かつ、大学の学部レベルの者（大学学部、短期大学、専修学校（専門課程）に入学する者）を対象に、学習奨励費の支給の予約を与えているが、平成15年度に入学した留学生に対する学習奨励費の支給者数が3,333人であるのに対し、日本留学試験により学習奨励費の支給の予約を提供する枠は、年間600人にとどまっている。

なお、学習奨励費の予約による支給者数は、表3-6-10のとおり、平成15年度に入学した留学生に対する学習奨励費支給者数のうち466人（14.0%）となっている。

表3-6-10 平成15年度に大学等に入学した留学生に対する学習奨励費の支給者数及び学習奨励費の予約による支給者数

（単位：人、%）

区分	学習奨励費支給者数 (a)	うち学習奨励費の予約による支給者数(b)	予約率 (b/a)
大学大学院（修士課程及び博士課程）	1,274	-	-
大学学部	1,340	415	31.0
専攻科（大学学部レベル）	2	0	0.0
短期大学	213	1	0.5
専修学校	504	50	9.9
合計	3,333	466	14.0

- （注）1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
 2 大学大学院レベルの者は日本留学試験による学習奨励費の支給の予約対象外である。

7 卒業後の活動の場の確保

(要旨)

(1) 留学生の中には、大学等で学んだ知識や技術などをいかして日本で就職することを希望する者がおり、これに対する支援も留学生受入れ推進施策の一部となっている。

(2) 在邦留学生(回答者総数 2,358 人)に対するアンケート調査結果では、645 人(27.4%)が我が国で就職を希望している。他方、平成 14 年度の卒業者数に対する国内就職者数の割合は 14.9%にすぎない。

帰国留学生(回答者総数 101 人)に対するアンケート調査結果では、「日本で就職しなかった理由」について、「日本で就職しようとしたが、求人がなかった」とする者が 18 人(17.8%)、「日本での就職の情報がなかった」とする者が 8 人(7.9%)、「日本での就職あっせんがなかった」とする者が 7 人(6.9%)となっている。

調査対象とした 81 大学等のうち、「留学生が日本で就職できない理由」について回答した 38 大学等においては、10 大学等(26.3%)が、「留学生の希望条件と企業の採用方針との違い」を主な理由として挙げており、企業と留学生との間に職種、勤務地等採用条件についてのミスマッチがあるとみられる。

(3) 厚生労働省の公共職業安定所の内部組織である外国人雇用サービスセンター(全国で東京都と大阪府の 2 か所に設置)では、職業相談・職業紹介等を行っている。同センターにおける留学生求職者数は、平成 12 年度の 1,557 人から 15 年度の 4,047 人へと増加しており、紹介件数も 12 年度の 1,406 件から 15 年度の 4,936 件へと増加している。また、就職成立件数は平成 15 年度で 148 件であり、求職者数に対する就職成立件数の割合は 3.7%となっている。

外国人雇用サービスセンターは、求人情報の概要をホームページに掲載しており、留学生が同センターの職業紹介を受けるためには、これらのセンターに出向いて又は郵送により求職の登録をした上、該当のセンターから紹介してもらう仕組みとなっている。

(4) 在邦留学生(回答者総数 645 人)に対するアンケート調査結果では、「我が国で就職する上で希望する支援」について、「大学による日本の企業への就職紹介」とする者が 289 人(44.8%)と最も多い。

また、留学生指導教職員(回答者総数 272 人)に対するアンケート調査結果でも、「今後留学生に対して充実すべき支援」について、「日本企業での就職希望者への職業紹介等」とする者が 85 人(31.3%)となっている。

一方、各大学等のほとんどは、留学生に対して学内専担部署の設置等我が国での就職に関する一定の支援を行っており、また、外国人雇用サービスセンターにおいても、希望する大学等へ求人情報等の提供を行っている。しかしながら、両者の連携は現状では十分とはいえない状況がみられる。

(5) 以上のとおり、我が国で就職を希望する留学生が増加しているが、必ずしも希望どおり就職できない状況がみられる。また、大学等による職業紹介を希望する者が多いにもかかわらず、外国人雇用サービスセンターと大学等との連携は現状では一部にとどまっており十分とはいえない状況がみられる。

(1) 把握する内容及び手法

留学生の中には、大学等で学んだ知識や技術などをいかして日本で就職することを希望する者がおり、これに対する支援も留学生受入れ推進施策の一部となっている。

留学生の我が国での就職に関する状況について、以下の手法により把握・分析した。

留学生の留学終了後の予定、我が国で就職する上で希望する支援及び今後留学生に対して充実すべき支援について調査し、留学生の我が国での就職のニーズ等を把握・分析（当省が実施したアンケート調査結果）

新規卒業留学生について我が国での就職状況、我が国で就職できない理由（当省が調査対象とした 81 大学等の調査結果）及び我が国で就職しなかった理由（当省が実施したアンケート調査結果）を把握・分析

外国人雇用サービスセンターにおける就職情報の提供等の状況を把握・分析

「留学」又は「就学」から就労のための在留資格の変更許可の申請件数及び許可件数を把握・分析

(2) 把握した結果

ア 留学生の我が国での就職希望状況

在邦留学生（回答者総数 2,358 人）に対するアンケート調査結果では、表 3 - 7 - 1 のとおり、645 人（27.4%）が我が国での就職を希望している。

表 3 - 7 - 1 在邦留学生の留学終了後の予定（複数回答）

（単位：人、％）

回答内容	回答数	回答率
日本の企業に就職を考えている	645	27.4
日本の大学・大学院等に進学を考えている	472	20.0
母国の企業に就職を考えている	388	16.5
母国の大学等の教職員になることを考えている	315	13.4
日本以外の海外に留学を考えている	214	9.1
母国で事業を興すことを考えている	158	6.7
分からない、決めていない	144	6.1
日本にある外国企業に就職を考えている	123	5.2
母国の研究機関に勤めることを考えている	97	4.1
日本の研究機関に勤めることを考えている	86	3.6
日本以外の海外で就職することを考えている	80	3.4
日本の大学等の教職員になることを考えている	68	2.9
日本で事業を興すことを考えている	67	2.8
母国の官公庁に勤めることを考えている	56	2.4
日本語学校の教師になることを考えている	25	1.1
その他	62	2.6
無回答	36	1.5
回答者総数	2,358	100.0

- （注）1 当省の在邦留學生に対するアンケート調査結果による。
 2 複数回答のため、回答数の合計は回答者総数と一致しない。
 3 無回答には無効回答としたもの（指定した回答数（3つ以内）より多く回答しているもの）を含む。

イ 留學生の我が国での就職状況

（ア）大学等の留學生卒業生数及び我が国での就職者数の状況

調査対象とした81大学等における留學生の我が国での新規就職者数は、表3 - 7 - 2のとおり、平成10年度の418人が14年度には825人に増加しているものの、14年度の卒業生数に対する国内就職者数の割合は14.9%にすぎない。

表3 - 7 - 2

大学等の留学生卒業生数及び国内就職者数の状況

(単位：人、%)

区分	年度	平成 10	11	12	13	14
	卒業生数 (a)		3,199	3,632	3,909	4,532
国内就職者数 (b)		418	484	587	767	825
国内就職者数の割合 (b/a)		13.1	13.3	15.0	16.9	14.9

(注) 当省の 81 大学等の調査結果による。

(イ) 留学生が我が国で就職しなかった理由

帰国留学生(回答者総数 322 人)に対するアンケート調査結果では、「母国の企業に就職している」と回答した者は 101 人(31.4%)となっている(表3 - 4 - 9 参照)。

この者の「日本で就職しなかった理由」についてみると、表3 - 7 - 3 のとおり、「当初から留学後は母国に戻って就職又は事業を行う予定であった」とする者が 31 人(30.7%)、「母国で就職する方が有利だから」とする者が 20 人(19.8%)となっているほか、「日本で就職しようとしたが、求人がなかった」とする者が 18 人(17.8%)、「日本での就職の情報がなかった」とする者が 8 人(7.9%)、「日本での就職あっせんがなかった」とする者が 7 人(6.9%)となっている。

表3 - 7 - 3 帰国留学生が日本で就職しなかった理由(複数回答)

(単位：人、%)

回答内容	回答数	回答率
当初から留学後は母国に戻って就職又は事業を行う予定であった	31	30.7
母国で就職する方が有利だから	20	19.8
日本で就職しようとしたが、求人がなかった	18	17.8
日本での就職の情報がなかった	8	7.9
日本での就職のあっせん等がなかった	7	6.9
日本に就職したい研究機関、企業等がなかったから	3	3.0
その他	7	6.9
無回答	33	32.7
回答者総数	101	100.0

- (注) 1 当省の帰国留学生に対するアンケート調査結果による。
 2 複数回答のため、回答数の合計は回答者総数と一致しない。
 3 無回答には無効回答としたもの(指定した回答数(3つ以内)より多く回答しているもの)を含む。

(ウ) 留学生が我が国で就職できない理由

調査対象とした 81 大学等のうち、「留学生が日本で就職できない理由」について回答した 38 大学等においては、表 3 - 7 - 4 のとおり、10 大学等 (26.3%) が、「留学生の希望条件と企業の採用方針との違い」を主な理由として挙げており、企業と留学生との間に職種、勤務地等採用条件についてのミスマッチがあるとみられる。

表 3 - 7 - 4 留学生が日本で就職できない理由

(単位：件、%)

事項	件数	構成比
留学生希望条件と企業採用方針との違い	10	26.3
留学生の学力不足等	10	26.3
高齢	7	18.4
留学生の意欲・行動力不足	5	13.2
その他	6	15.8
合計	38	100

(注) 当省の調査結果による。

ウ 外国人雇用サービスセンターにおける就職支援状況

(ア) 外国人雇用サービスセンターの留学生に対する就職支援実績

厚生労働省の公共職業安定所の内部組織である外国人雇用サービスセンター(全国で東京都と大阪府の2か所に設置)では、職業相談・職業紹介等を行っている。同センターにおける留学生求職者数は、表 3 - 7 - 5 のとおり、平成 12 年度の 1,557 人から 15 年度の 4,047 人へと増加しており、紹介件数も平成 12 年度の 1,406 件から 15 年度の 4,936 件へと増加している。また、就職成立件数は平成 15 年度で 148 件であり、求職者数に対する就職成立件数の割合は 3.7%となっている。

表 3 - 7 - 5

厚生労働省外国人雇用サービスセンターにおける留学生に対する就職支援状況

(単位：件、人、%)

区分 \ 年度	平成 12	13	14	15
求人件数	831 (100.0)	1,604 (193.0)	1,399 (168.4)	1,325 (159.4)
留学生求職者数 (a)	1,557 (100.0)	2,236 (143.6)	3,031 (194.7)	4,047 (259.9)
留学生に対する紹介件数	1,406 (100.0)	2,185 (155.4)	3,852 (274.0)	4,936 (351.1)
成立件数 (b)	117 (100.0)	118 (100.9)	143 (122.2)	148 (126.5)
成立率 (b/a)	7.5 ()	5.3 ()	4.7 ()	3.7 ()

(注) 1 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。
2 ()内は、平成 12 年度を 100 とする指数である。

(イ) 外国人雇用サービスセンターによる就職支援の実施状況

外国人雇用サービスセンターは、窓口における職業相談・職業紹介のほか、就職ガイダンス、留学生就職面接会、ホームページでの求人情報の公開、在留資格の変更に関する相談等を実施している。また、遠方の求職者に対しては、詳細な求人情報の提供、職業相談・職業紹介をメール、電話等を活用して実施している。

外国人雇用サービスセンターは、求人情報をホームページに掲載しているが、当該求人情報に掲載されている情報は、「受理日」、「(求職者に求める)学歴」、「事業内容」、「職種」、「就業場所」及び「応募条件」のみであり、具体的な求人企業の名称、所在地、賃金等の詳細な情報は掲載されていない。

[関係資料 3 - 7 - 1 参照]

ちなみに、厚生労働省が、日本人向けのホームページ「ハローワークインターネットサービス」に掲載している求人情報には、外国人雇用サービスセンターが掲載しているような基本的な情報のほか、求人企業の所在地、賃金等の状況が掲載されており、また、企業が承諾した場合には、更に詳細な情報が公開される仕組みとなっている。

[関係資料 3 - 7 - 2、3 - 7 - 3 参照]

なお、留学生が同センターの就職紹介を受ける場合、留学生の在留資格の問題等があり、これらのセンターに出向いて又は郵送により求職の登録をした上で該当のセンターから紹介してもらう仕組みとなっている。

エ 我が国で就職する上で希望する支援

在邦留学生(回答者総数 1,693 人)に対するアンケート調査結果では、「今後充実を希望する支援」について、「日本企業での就職希望者への職業紹介等」を希望する者が 399 人(23.6%)と多い。 [関係資料 3 - 7 - 4 参照]

また、「日本の企業に就職を考えている」と回答した留学生(回答者総数 645 人)(表 3 - 7 - 1 参照)の「日本で就職する上で希望する支援」についてみると、表 3 - 7 - 6 のとおり、「大学による日本の企業への就職紹介」とする者が 289 人(44.8%)と最も多い。

さらに、留学生指導教職員(回答者総数 272 人)に対するアンケート調査結果でも、「今後留学生に対して充実すべき支援」について、表 3 - 7 - 7 のとおり、「日本企業での就職希望者への職業紹介等」とする者が 85 人(31.3%)となっている。

表 3 - 7 - 6 在邦留学生が日本で就職する上で希望する支援(複数回答)

(単位:人、%)

回答内容	回答数	回答率
大学による日本の企業への就職紹介	289	44.8
在学中の日本の企業での体験	202	31.3
留学終了後に就職先を探することができるだけの在留資格の付与	175	27.1
大学による日本の企業の情報提供	109	16.9
母国に在る日本企業の求人情報の提供	89	13.8
留学生の就職についてアドバイスする大学以外の機関の充実	83	12.9
帰国留学生の就職状況の提供	46	7.1
その他	1	0.2
無回答	20	3.1
回答者総数	645	100.0

- (注) 1 当省の在邦留学生に対するアンケート調査結果による。
 2 複数回答のため、回答数の合計は回答者総数と一致しない。
 3 無回答には無効回答としたもの(指定した回答数(3つ以内)より多く回答しているもの)を含む。

表 3 - 7 - 7 今後留学生に対して充実すべき支援（複数回答）

（単位：人、％）

回答内容	回答数	回答率
授業料減免措置	125	46.0
留学生宿舍、学生寮、公的宿舍への入居	123	45.2
国の奨学金等の給付	115	42.3
日本企業での就職希望者への職業紹介等	85	31.3
地方公共団体、民間団体等からの奨学金の給付	76	27.9
宿舍入居に係る身元保証、債務保証等	49	18.0
宿舍費の補助	45	16.5
医療費援助措置	33	12.1
資格外活動許可の緩和	19	7.0
充実する必要はない(十分である)	7	2.6
社員寮の提供	6	2.2
その他	7	2.6
無回答	13	4.8
回答者総数	272	100.0

- (注) 1 当省の留学生指導教職員に対するアンケート調査結果による。
 2 複数回答のため、回答数の合計は回答者総数と一致しない。
 3 無回答には無効回答としたもの（指定した回答数（3つ以内）より多く回答しているもの）を含む。

オ 外国人雇用サービスセンターと大学等との連携状況

各大学等のほとんどは、留学生に対して学内専担部署の設置等我が国での就職に関する一定の支援を行っており、また、外国人雇用サービスセンターにおいても、希望する大学等へ求人情報等の提供を行っている。しかしながら、両者の連携は現状では十分とはいえない状況がみられる。

[関係資料 3 - 7 - 5 参照]

カ 在留資格変更申請件数

「留学」又は「就学」から就労のための在留資格の変更許可の申請件数の推移をみると、平成 10 年度に 2,663 件であったものが 15 年度には 4,254 件と増加傾向にある。また、許可件数は、平成 10 年度に 2,391 件（許可率 89.8%）であったものが 15 年度には 3,778 件（88.8%）となっており、申請の 90% 前後が許可されている。

[関係資料 3 - 7 - 6 参照]

第4 評価の結果及び意見

1 評価の結果

「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高めるとともに、国際理解、国際協調の精神の醸成、推進に寄与し、さらに、開発途上国の場合にはその人材養成に協力する」ことを目的とし、21世紀初頭に留学生受入れの規模を先進諸国並み(10万人)にすることを目標とした留学生の受入れ推進施策の評価結果は、以下のとおりである。

(1)平成15年において10万人の留学生受入れの目標は達成された。なお、他の先進諸国と比較すると、留学生数及び高等教育機関在学者数に占める留学生数の割合はいずれも高いとはいえない。

一方、我が国は、国費留学生数及び留学生数に占める国費留学生数の割合とも、先進諸国に比べ高い水準となっている。

(2)平成15年度における国の留学生受入れ推進関係予算は約591億円となっており、国費留学生1人当たりの奨学金及び入学金・授業料の免除の合計額(約300万円)は、一部の私費留学生が受けている国の支援額(最高約114万円)よりも相当高いものとなっている。

また、これら国からの支援のほか、大学等の独自の支援や地方公共団体による支援も行われている。

(3)我が国における留学生数は、様々な要因によって変動しており、昭和58年当時想定された国費留学生受入れの拡充が私費留学生受入れの増加を牽引するという状況は必ずしも明らかではない。留学生の出身国別にみると、私費留学生数が国費留学生数の10倍以上の国と2倍以下の国に二極分化している。また、国費留学生は、特定の国の割合が高くなっている。

(4)「我が国と諸外国相互の教育、研究水準を高める」等3つの政策目的の達成状況については、留学生は授業内容等におおむね満足している、留学生の存在は日本人学生の国際化等に役立っている、帰国留学生の多くは、留学が役立っているとしている等の状況がみられることから、一定の効果が上がっているとみられる。

(5)留学生指導教職員に対するアンケート調査結果によると全体として学業成績等質が低下しており、留学目的である学位を取得できない者や不法残留者が増加している。

(6)質の向上を図るための方策としては、日本語能力に重点を置いた留学生の選考の改善及び私費留学生に対する学習奨励費の改善を求める意見が多い。

留学生の選考については、国費留学生の選考に当たって大学関係者との調整の強化を求める意見が多い。

学習奨励費については、優秀な者に重点的に支給すべしとする意見と、少額でも多くの人に支給すべしとする意見とが拮抗している。

(7)我が国で就職を希望する留学生が増加しているが、必ずしも希望どおり就職

できない状況がみられる。

また、大学等による職業紹介を希望する者が多いにもかかわらず、外国人雇用サービスセンターと大学等との連携は現状では一部にとどまっており十分とはいえない状況がみられる。

2 意見

留学生受入れ推進施策は、教育・研究水準の向上、国際理解の推進及び人材養成への協力のため重要であるが、10万人受入れ目標は達成され、他方、留学生の質の低下が懸念されていることから、今後は、厳しい財政状況も考慮しつつ、国費の使用については質の向上へ重点を移すことが必要である。

この観点から、国費留学生については、役割、規模、国別割合及び選考・受入れ過程を見直す（後発開発途上国については、相手国の事情に応じ一定の配慮）とともに、私費留学生については、質の向上を図りつつ、効率的にそれが達成されるよう、支援の在り方を見直すことが課題である。

また、留学生の我が国社会における活動の場を確保するための支援も課題である。

なお、上記の課題に関し、具体的方策として検討が必要と考えられるものを参考として例示すれば、別紙のとおりである。

(別紙)

〔国費留学生について〕

その主たる役割を私費留学生の呼び水から優秀な留学生の確保重視に移行
支援策の規模の拡大を抑制するとともに、国別割合の見直し(後発開発途上国に
ついては、相手国の事情に応じ一定の配慮)
選考方法の改善及び推薦された者と受入れ機関との事前調整の充実

〔私費留学生について〕

学習奨励費の一律支給方式の見直し
学習奨励費の支給に当たって日本留学試験の活用
入国管理局の厳格な入国審査の維持

〔国費留学生・私費留学生共通〕

大学等と入国管理局の連携の強化(大学等から入国管理局への中途退学者等の迅速な通報及び大学等から中途退学者及び卒業生への帰国指導)
外国人雇用サービスセンターと大学等との連携強化

資料 1

本評価に係る調査担当部局、調査対象機関等

【調査担当部局】

総務省

行政評価局：評価監視官（国土交通担当）

管区行政評価局：全局（北海道、東北、関東、中部、近畿、中国四国及び九州）

四国行政評価支局

沖縄行政評価事務所

行政評価事務所：7事務所（青森、東京、千葉、石川、京都、愛媛、大分）

【調査対象機関等】

調査対象機関：法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省及び国土交通省

関連調査等対象機関：都道府県、市町村、国立大学法人、私立学校法人、国立高等専門学校機構、留学生、留学生指導教職員、留学生採用企業等

（注）留学生等を対象にアンケート調査を実施した

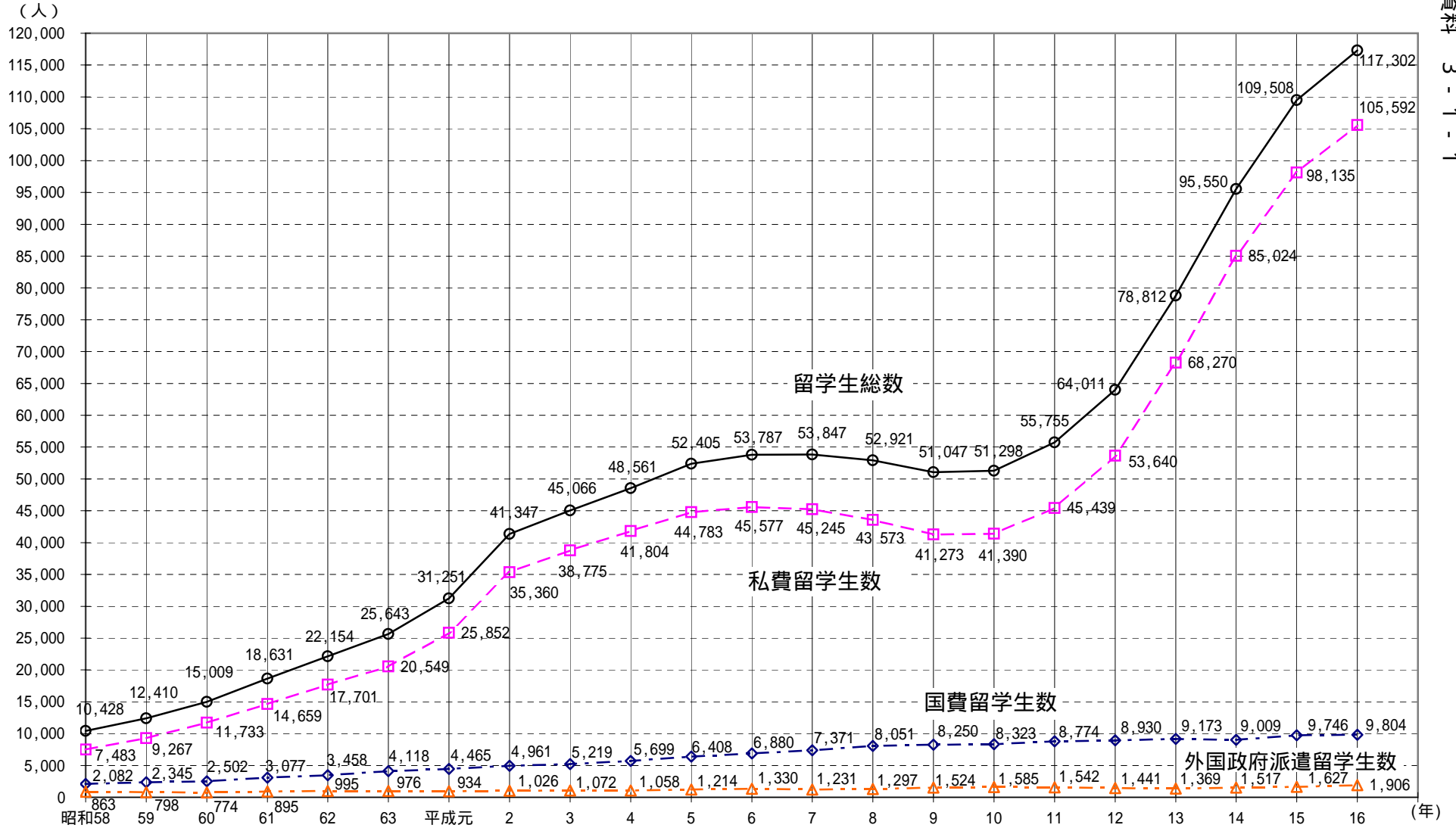
- ・ 在邦留学生に対するアンケート調査
対象：4,810人（在邦留学生9万5,550人の約5%）
- ・ 元留学生に対するアンケート調査
対象：270人（採用企業135社×2人）
- ・ 帰国留学生に対するアンケート調査
対象：1,300人（帰国留学生会員2万6,492人の約5%）
- ・ 留学生指導教職員に対するアンケート調査
対象：423人（84大学等、1大学等3人、大学院別途3人）
- ・ 留学生採用企業に対するアンケート調査
対象：135社（留学生採用実績がある企業として把握した全数）

政策評価・独立行政法人評価委員会委員名簿

委員長	むらまつ 村松 みちお 岐夫	学 習 院 大 学 法 学 部 教 授 委員長は、委員として両分科会に所属
【政策評価分科会】		【独立行政法人評価分科会】
分科会長	にわ 丹羽 ういちろう 宇一郎	伊藤忠商事(株)代表取締役 会長
分科会長	とみた 富田 としき 俊基	(株)野村総合研究所研究理事
委 員	いとう 伊藤 もとしげ 元重	東京大学大学院経済学研究科教授
委 員	かしたに 榎谷 たかお 隆夫	日本公認会計士協会理事
委 員	ながい 永井 たえこ 多恵子	世田谷文化生活情報セン ター館長
委 員	たけうち 竹内 さわこ 佐和子	東京大学MOT教官、 (株)投資工学センター代表取締 役社長
臨時委員	うが 宇賀 かつや 克也	東京大学大学院法学政治 学研究科教授
	あがた 縣 こういちろう 公一郎	早稲田大学政治経済学部教授
	かねもと 金本 よしつぐ 良嗣	東京大学大学院経済学研究科教授
	あさば 浅羽 たかし 隆史	白鷗大学法学部助教授
	あそぬま 阿曾沼 もとひろ 元博	国際医療福祉大学国際医療福 祉総合研究所教授
たなべ 田辺 くにあき 国昭	東京大学大学院法学政治 学研究科教授	
いなつく 稲継 ひろあき 裕昭	大阪市立大学大学院法学研究 科教授	
にいむら 新村 やすこ 保子	(株)住友生命総合研究所常 務取締役	
かじかわ 梶川 とある 融	太陽監査法人代表社員	
専門委員	おきな 翁 ゆり 百合	(株)日本総合研究所調査部 主席研究員
	かわむら 河村 さゆり 小百合	(株)日本総合研究所調査部主任 研究員
	きむら 木村 ようこ 陽子	地方財政審議会委員
	くらかわ 黒川 ゆきはる 行治	慶應義塾大学商学部教授
	じんの 神野 なおひこ 直彦	東京大学大学院経済学研究科 科長
	くろだ 黒田 れいこ 玲子	東京大学大学院総合文化研究 科教授
	たなか 田中 つねまさ 常雅	東京商工会議所少子高齢 化対策特別委員会副委員 長
	しまがみ 島上 きよあき 清明	(株)東芝常任顧問
	よし の 吉野 なおゆき 直行	慶應義塾大学経済学部教 授
	すずき 鈴木 ゆたか 豊	青山学院大学経営学部教授
たけた 武田 なおひと 尚仁	(株)UFJ 総合研究所経営コンサル ティング部長	
たぶち 田淵 ゆきこ 雪子	(株)三菱総合研究所E-ガバメン ト研究センター主席研究員	
たまい 玉井 かつや 克哉	東京大学先端科学技術研究セ ンター教授	
まつだ 松田 みゆき 美幸	麻生総研ディレクター	
まるしま 丸島 ぎいち 儀一	キヤノン(株)顧問	
みやわき 宮脇 あつし 淳	北海道大学大学院法学研究科 教授	
やまもと 山本 きよし 清	国立大学財務・経営センター 研究部教授	
やまや 山谷 きよし 清志	同志社大学政策学部教授	

留学生数の推移（各年5月1日現在）

99



- (注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。
 2 外国政府派遣留学生は、マレーシア、インドネシア、タイ、シンガポール、アラブ首長国連邦、クウェート、ウズベキスタン、ラオス、ベトナム、カンボジア、モンゴル、ミャンマー、中国、バングラデシュ及び大韓民国の政府派遣留学生である。

留学生の入国・在留に係る主な規制緩和

1 身元保証書の廃止（平成 8 年 12 月）

身元保証書は、外国人が我が国において在留するに当たり、その在留管理に資するために提出を求めてきたものであるが、留学生が入国前に身元保証人を探すことは困難であること、高額の手数料を徴収して身元保証人をおっせんする悪質なブローカーの存在、身元保証人が経費支弁者となっていることが通例化していたこと等から、留学生のより一層の円滑な受入れを図るため、身元保証書を廃止した。

2 資格外活動許可に係る取扱いの変更（平成 10 年 9 月）

留学生のアルバイトを目的とする資格外活動の許可については、従来、1日4時間以内の風俗営業又は風俗関連営業の営業所以外の場所で行われるものについて包括的な許可を行ってきた。これに対し、留学生・学校関係者等から1日4時間以内という制限の下ではアルバイトの選択肢が限定されるため、学生の生活スケジュールにあったアルバイトを行うことができるようにしてほしいとの意見・要望等が寄せられていたことから、資格外活動許可に係る時間制限を「1週28時間以内」のように週単位で定める等の取扱いへ変更を行った。

3 在留期間の見直し（平成 11 年 10 月）

在留期間の取扱いについては、従来から、原則として出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に定める複数種の在留期間のうち、最も長期のものに決定することとしていたところであるが、更なる規制緩和の要請に応えるとともに、留学生の在留の安定を図り、申請負担を軽減するため、「1年又は6月」から「2年又は1年」に在留期間を見直した。

4 教育機関の在籍管理状況に着目した審査の実施（平成 12 年 1 月）

適正な審査・処分の確保及び教育機関の在籍管理の促進を目的とし、留学生の適正な受入れに努力している教育機関については、それに見合った手続の簡素化を図ることとした。他方、そうでない教育機関については、これまで同様慎重に審査し、受入体制の改善を指導することとした。

例えば、在留資格認定証明書交付申請等について、場合により申請書のみで足りることとするなど、その入国・在留手続を簡素化した。

（注）法務省の資料に基づき当省が作成した。

資料 3 - 3 - 2

留学生及び就学生に対する在留資格審査の強化内容（平成 15 年 12 月）

法務省は、近年、留学生の不法残留者が再び増加する傾向にあり、留学生や就学生による犯罪が大きな社会問題となっていることから、留学生及び就学生の入国・在留審査のより一層の適正化を図るため、過去 1 年間に不法残留者を多数発生させている大学に入学する留学生のうち、不法残留者を多数発生させている国・地域の出身者からの在留資格認定証明書交付申請について審査を強化した。

強化した主な内容は以下のとおり。

1 生活費等の経費支弁能力

勉学のために必要な学費及び生活費を有していることを証明する資料の提出（預金残高証明書等の提出（預金通帳の写し等当該預金の入出金の経緯が明らかになるもの）及び預金形成に至る過去 3 年間の収入に関する資料の提出）

2 日本語能力

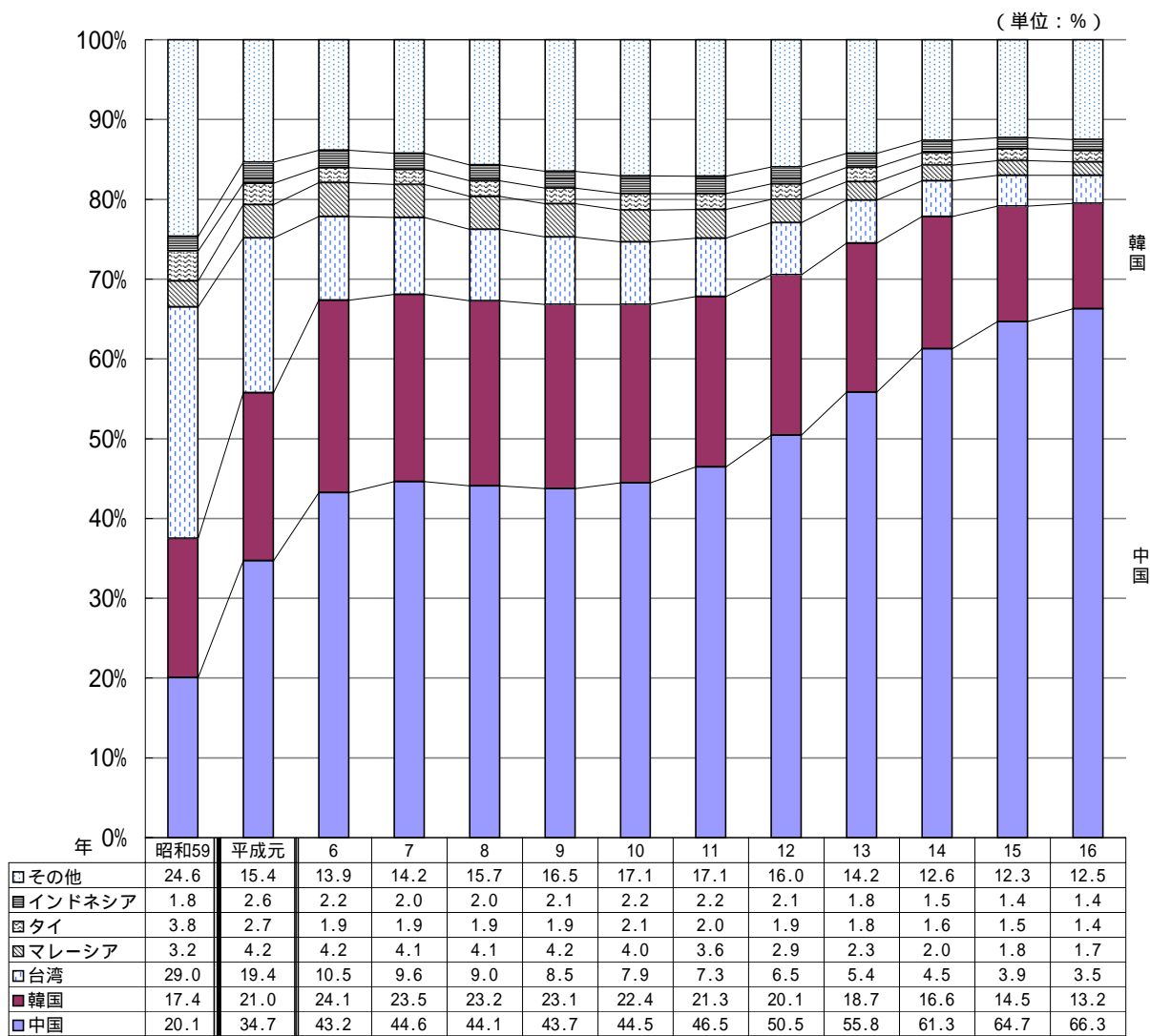
大学において日本語で授業等が行われる場合は、日本語能力試験 2 級以上又は（財）日本国際教育協会（現在の独立行政法人日本学生支援機構）が実施する日本留学試験（日本語）200 点以上相当の語学力を有することを証明する資料の提出

3 経歴

最終学歴の学校を卒業後 5 年以上が経過している者については、学歴及び職業の記載された戸籍の写し等、履歴書及び最終学歴を証明する資料の提出

（注）法務省の資料に基づき当省が作成した。

留学生の出身国別構成比の推移



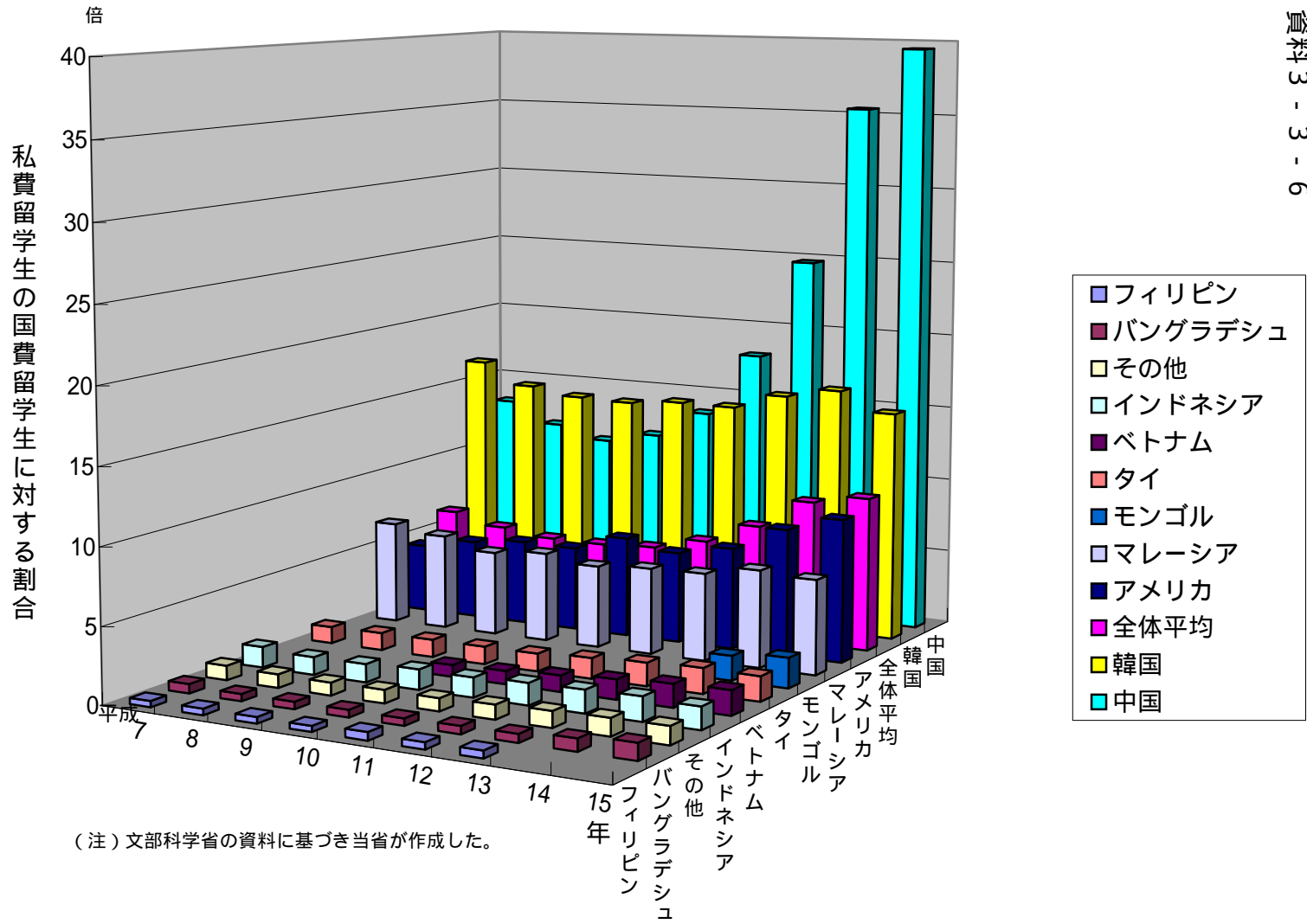
(注) 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

中国及び韓国から我が国への留学生が増えた要因等

<p>中国</p>	<p>【日本へ留学を希望する学生が増えている要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国は、その経済発展に伴い高度な人材の需要が増えている。また、中国経済の発展に伴って庶民の経済レベルが高くなるにつれて、高等教育を受けたいと思う人が増えているが、中国国内の高等教育資源が不足している。このため、一定の所得がある家庭は、子供を外国へ行かせて勉強させている。 ・ 日本は経済も教育レベルも高く、高等教育資源が豊かである。また、日本と中国との交流は良好であり、留学先として優先度が高い。 ・ 日中の経済交流が増えており、日本語のできる人材が求められている。中国において日本との合弁企業が増えており、このような企業への就職を希望する者が増えている。 <p>【今後の留学生数の推移について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中国経済の発展とともに日本を含めて外国へ留学する者は増える。 ・ ただし、文科系の博士号の取得が難しいことや、日本の入国審査が厳しくなったことの影響も考慮する必要がある。 <p>(駐日中国大使館へのヒアリング結果)</p>
<p>韓国</p>	<p>【日本へ留学を希望する学生が増えている要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国の留学生は世界各国に留学している。 ・ 日本への留学は経済的なものだと思う。 ・ 日本は、近いので他の国に比べて、教育関係の情報のみならず色々な情報が多い。 ・ 日本への留学生は、帰国後大学の教授や教員になる者が多い。 ・ 理工系の学生に日本の評判が高い。日本の学位等は帰国後高く評価されているため。 ・ 日本はアメリカと同様アルバイトしながら勉強できる。ヨーロッパではそれは難しい。 <p>【今後の留学生数の推移について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 韓国からの留学生が一番多いのはアメリカ、2番目が日本。最近の中国の経済的発展で中国へ留学する者も増えている。今後は、この3か国が中心になるのではないか。 <p>(駐日大韓民国大使館 教育担当者へのヒアリング結果)</p>

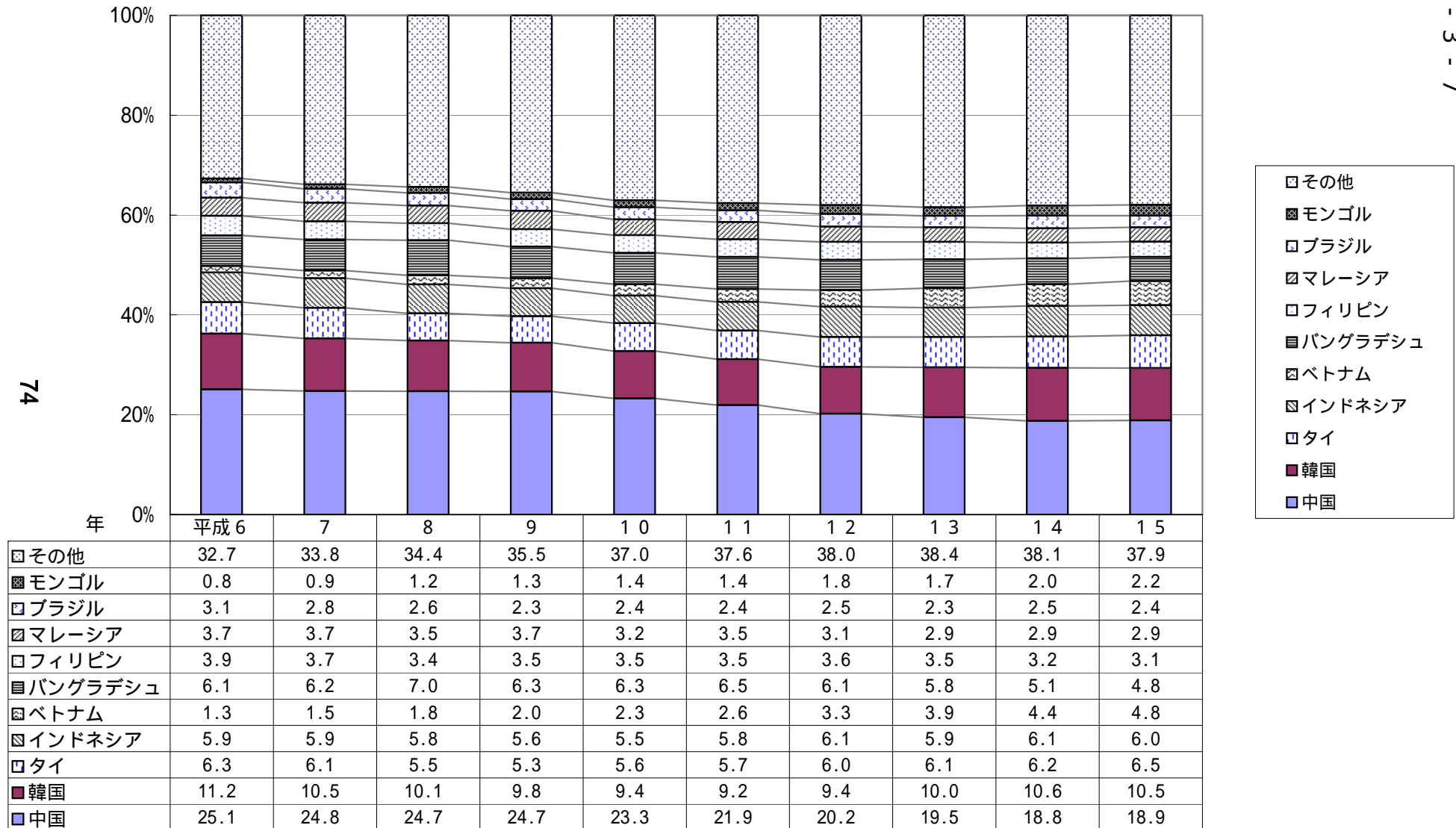
(注) 当省の調査結果による。

出身国別の私費留学生の国費留学生に対する割合の推移



国費留学生数の出身国別構成割合の推移

(単位：%)



(注) 文部科学省の「学校基本調査報告書(高等教育機関編)」に基づき当省が作成した。

日本への留学生の出身国における留学先トップ10
留学生受入れ推進施策開始当時（昭和58年（1983年）頃）

（単位：人）

国名	順位									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
中国	アメリカ 8,637	日本 5,185	西ドイツ 723	カナダ 654	韓国 557	イギリス 328	オーストラリア 240	ベルギー 168	オーストラリア 119	フィリピン 82
韓国	アメリカ 14,049	西ドイツ 1,946	日本 1,781	オーストラリア 202	イギリス カナダ 125	- -	フィリピン 114	バチカン市国 105	オーストラリア 89	スイス 35
マレーシア	アメリカ 18,568	オーストラリア 5,964	イギリス 5,467	カナダ 4,960	シンガポール 3,687	インド 1,726	ニュージーランド 824	日本 343	サウジアラビア 158	アイルランド 157
タイ	アメリカ 6,170	フィリピン 1,798	インド 767	日本 408	西ドイツ 265	イギリス 210	サウジアラビア 202	オーストラリア 170	カナダ 90	パキスタン 79
インドネシア	アメリカ 6,144	西ドイツ 2,608	オーストラリア 798	オランダ 482	サウジアラビア 401	カナダ 368	フィリピン 271	イギリス 263	日本 197	ベルギー 95
アメリカ	西ドイツ 3,880	カナダ 3,082	イギリス 2,748	イタリア 976	日本 801	バチカン市国 663	スペイン 614	フィリピン 589	スイス 576	オーストラリア 414
ベトナム	アメリカ 2,753	フランス 1,016	西ドイツ 681	チェコスロバキア 477	ハンガリー 198	スイス 124	ポーランド 112	ベルギー 66	デンマーク 51	オーストラリア 46
バングラデシュ	アメリカ 1,717	イギリス 271	サウジアラビア 221	カナダ 163	西ドイツ 137	フィリピン 127	インド 125	日本 70	オーストラリア 64	ベルギー 54
モンゴル	チェコスロバキア 199	ハンガリー 69	西ドイツ 10	日本 8	キューバ 7	イギリス 2	ポーランド 1	- -	- -	- -

（注）1 「ユネスコ文化統計年鑑 1986年」に基づき当省が作成した。

2 「-」欄は該当なしであることを示す。

3 インド、パキスタンは1979年

スペインは1980年

フィリピン、アイルランドは1982年

西ドイツ、カナダ、イギリス、フランス、ニュージーランド、サウジアラビア、シンガポール、イタリア、デンマークは1983年

アメリカ、日本、韓国、オーストラリア、ベルギー、オーストラリア、バチカン市国、スイス、ポーランド、オランダ、ハンガリー、チェコスロバキア、キューバは1984年の数値である。

（日本）
（27）

日本への留学生の出身国における留学先トップ10
(平成10年(1998年))

(単位:人)

国名	順位									
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
中国	アメリカ 72,315	日本 58,533	イギリス 5,496	ドイツ 5,425	カナダ 3,241	オーストラリア 2,657	フランス 1,508	フィリピン 1,109	ベルギー 660	スウェーデン 604
韓国	アメリカ 36,231	日本 15,846	中国 6,433	ドイツ 4,793	フランス 1,642	イギリス 1,392	フィリピン 841	オーストラリア 704	ノルウェー 599	オーストリア 363
マレーシア	イギリス 18,539	アメリカ 14,015	オーストラリア 7,849	ニュージーランド 2,301	日本 1,885	ヨルダン 1,807	カナダ 1,407	アイルランド 592	中国 257	韓国 130
タイ	アメリカ 12,165	イギリス 1,654	日本 1,504	オーストラリア 870	ドイツ 256	ニュージーランド 236	フィリピン 221	中国 202	フランス 190	カナダ 180
インドネシア	アメリカ 12,820	オーストラリア 2,716	ドイツ 2,107	日本 1,441	イギリス 936	オランダ 601	カナダ 502	フィリピン 300	フランス 247	ニュージーランド 221
アメリカ	イギリス 8,600	ドイツ 4,225	フランス 3,392	カナダ 2,687	中国 2,213	日本 1,217	フィリピン 1,118	アイルランド 937	オーストラリア 903	ノルウェー 565
ベトナム	ドイツ 1,614	日本 1,115	フランス 1,054	アメリカ 922	ノルウェー 550	ロシア 395	ウクライナ 269	ポーランド 144	オーストラリア 138	オランダ 90
バングラデシュ	アメリカ 3,360	日本 823	イギリス 554	キプロス 150	カナダ 143	ロシア	フィンランド 116	ベルギー 115	ドイツ 102	オーストラリア 87
モンゴル	日本 544	ロシア 465	カザフスタン 303	ドイツ 286	ウクライナ 140	アメリカ 84	中国 82	チェコ 61	ハンガリー 46	ルーマニア 26

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。(出典:日本 文部科学省調査(平成14年)、日本以外 コネスコ文化統計年鑑 1998年)

2 「-」欄は該当なしであることを示す。

留学生及び日本人学生の学位取得状況（平成13年度）

（単位：人、％）

区 分			留学生			日本人学生			全学生		
			入学者数(a)	学位取得者数(b)	学位取得率(b/a)	入学者数(a)	学位取得者数(b)	学位取得率(b/a)	入学者数(a)	学位取得者数(b)	学位取得率(b/a)
修士課程	文科系	人文科学	520	338	65.0	4,731	4,484	94.8	5,251	4,822	91.8
		社会科学	1,748	1,344	76.9	8,291	8,365	100.9	10,039	9,709	96.7
		教育	308	257	83.4	4,904	4,456	90.9	5,212	4,713	90.4
		計	2,576	1,939	75.3	17,926	17,305	96.5	20,502	19,244	93.9
	理科系	理学	185	100	54.1	6,100	5,913	96.9	6,285	6,013	95.7
		工学	1,063	900	84.7	28,968	28,182	97.3	30,031	29,082	96.8
		農学	282	238	84.4	3,656	3,655	100.0	3,938	3,893	98.9
		保健	71	71	100.0	3,353	3,061	91.3	3,424	3,132	91.5
		計	1,601	1,309	81.8	42,077	40,811	97.0	43,678	42,120	96.4
	文科系 + 理科系	家政	43	38	88.4	443	249	56.2	486	287	59.1
		芸術	126	106	84.1	1,311	1,260	96.1	1,437	1,366	95.1
		その他	382	287	75.1	3,836	2,988	77.9	4,218	3,275	77.6
		計	551	431	78.2	5,590	4,497	80.4	6,141	4,928	80.2
	合計		4,728	3,679	77.8	65,593	62,613	95.5	70,321	66,292	94.3
博士課程 (論文博士を含む。)	文科系	人文科学	169	43	25.4	1,433	625	43.6	1,602	668	41.7
		社会科学	301	84	27.9	1,213	572	47.2	1,514	656	43.3
		教育	33	8	24.2	314	157	50.0	347	165	47.6
		計	503	135	26.8	2,960	1,354	45.7	3,463	1,489	43.0
	理科系	理学	174	82	47.1	1,612	1,520	94.3	1,786	1,602	89.7
		工学	873	425	48.7	2,437	3,530	144.9	3,310	3,955	119.5
		農学	306	201	65.7	837	1,047	125.1	1,143	1,248	109.2
		保健	485	405	83.5	4,314	6,557	152.0	4,799	6,962	145.1
		計	1,838	1,113	60.6	9,200	12,654	137.5	11,038	13,767	124.7
	文科系 + 理科系	家政									
		芸術	252	165	65.5	1,133	762	67.3	1,385	927	66.9
		その他									
	合計		2,593	1,413	54.5	13,293	14,770	111.1	15,886	16,183	101.9
	修士課程及び 博士課程(論文博士を含む。) の合計	文科系	人文科学	689	381	55.3	6,164	5,109	82.9	6,853	5,490
社会科学			2,049	1,428	69.7	9,504	8,937	94.0	11,553	10,365	89.7
教育			341	265	77.7	5,218	4,613	88.4	5,559	4,878	87.7
計			3,079	2,074	67.4	20,886	18,659	89.3	23,965	20,733	86.5
理科系		理学	359	182	50.7	7,712	7,433	96.4	8,071	7,615	94.4
		工学	1,936	1,325	68.4	31,405	31,712	101.0	33,341	33,037	99.1
		農学	588	439	74.7	4,493	4,702	104.7	5,081	5,141	101.2
		保健	556	476	85.6	7,667	9,618	125.4	8,223	10,094	122.8
		計	3,439	2,422	70.4	51,277	53,465	104.3	54,716	55,887	102.1
文科系 + 理科系		家政									
		芸術	803	596	74.2	6,723	5,259	78.2	7,526	5,855	77.8
		その他									
合計			7,321	5,092	69.6	78,886	77,383	98.1	86,207	82,475	95.7

(注) 1 文部科学省の資料に基づき当省が作成した。

2 「論文博士」とは、博士課程を修了しない場合であっても、博士論文の審査に合格し、かつ、その大学院の博士課程の修了者と同等以上の学力があると認められた者をいう。

3 入学者数は、修士課程については2年前の入学者数、博士課程については3年前(理科系の保健は4年前)の入学者数である。

4 「文科系+理科系」欄は、専攻分野ごとの数値が不明なため、「文科系」及び「理科系」には計上せずに、まとめて計上した。

留学生の事由別退学・除籍者数の推移

(単位：人)

区分	事項 年度 退学・除籍事由	留学生の退学・除籍者数					左のうち国費留学生数				
		平成 10	11	12	13	14	10	11	12	13	14
国立大学	家庭の事情・一身上の都合	120	105	158	137	133	28	27	38	38	30
	経済的理由	29	33	23	55	58	2	2	0	1	2
	就学意欲の喪失	1	0	3	3	12	0	0	2	0	3
	単位取得困難	4	3	4	3	6	1	0	0	1	1
	その他(不明を含む)	101	105	132	141	170	24	20	24	32	29
	計	255	246	320	339	379	55	49	64	72	65
私立大学	家庭の事情・一身上の都合	56	55	86	123	169	0	2	1	1	1
	経済的理由	79	134	183	279	469	0	0	1	0	0
	就学意欲の喪失	4	1	16	17	11	0	0	0	0	0
	単位取得困難	1	7	6	6	11	0	0	0	0	0
	その他(不明を含む)	94	100	142	230	216	0	1	1	3	4
	計	234	297	433	655	876	0	3	3	4	5
短期大学	家庭の事情・一身上の都合	2	3	16	26	33	0	0	0	0	0
	経済的理由	2	3	6	21	14	0	0	0	0	0
	就学意欲の喪失	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	単位取得困難	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他(不明を含む)	7	6	8	28	39	0	0	0	0	0
	計	11	12	30	75	87	0	0	0	0	0
高等専門学校	家庭の事情・一身上の都合	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	経済的理由	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	就学意欲の喪失	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	単位取得困難	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0
	その他(不明を含む)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0
	計	0	0	1	0	2	0	0	0	0	1
専修学校	家庭の事情・一身上の都合	30	51	71	81	108	0	0	0	0	0
	経済的理由	10	11	23	92	118	0	0	0	0	0
	就学意欲の喪失	7	11	6	13	26	0	0	0	0	0
	単位取得困難	5	5	22	35	76	0	0	0	0	0
	その他(不明を含む)	35	44	53	99	290	0	0	0	0	0
	計	87	122	175	320	618	0	0	0	0	0

(注) 当省の81大学等の調査結果による。

大使館推薦留学生の転学事例の内容

国立・私立別	大学名	転学事例の内容
国立	A 大学	<p>留学生本人（平成 10 年 4 月に工学研究科航空宇宙工学専攻の研究生（非正規生）として受入れ）の目指している研究内容と A 大学指導教官の指導内容が相違していたため、留学生の希望する研究を行っている F 大学の指導教官を見つけ、同年 8 月に文部省と留学生の転学について協議を行い、承認を得て同年 10 月に F 大学へ転学した例がある。</p>
	B 大学	<p>平成 11 年度転校手続(国籍韓国、大学院生物資源環境科学府)：平成 9 年 4 月に B 大学大学院農学研究科に研究生として入学したが、本人は研究テーマと希望専攻の研究環境の更なる適切性を追求し、専門性をより広げたいとして、平成 12 年 4 月、G 大学大学院博士課程連合農学研究科生物環境科学専攻へ転学した(G 大学の大学院連合農学研究科は複数大学の大学院の連合体であり、B 大学のような単独の大学の場合に比べて研究分野の広がり大きい利点がある。)</p>
		<p>平成 10 年度転校手続(国籍パラグアイ、医学部)：平成 10 年 5 月に B 大学医学部小児科学講座の研究生として入学したが、本人は指導教官が当初考えていた新生児の臨床研修、基礎的な研究にはほとんど関心がなく、新生児以外の小児呼吸器疾患患者の管理、気管支ファイバー技術を修得したいとし、B 大学医学部の呼吸器科でも研修させたが、本人から小児気管支ファイバー等の研修を受けたいとの強い希望があった。このため、小児気管支ファイバー等の研修が可能な国立大学医学部小児科として、H 大学小児科が受入可能であったため、同年 9 月転学した。なお、本人の転学申請によると、「B 大学には私の希望した専攻分野、小児呼吸器疾患等を研究しているグループがなく小児呼吸器の専門医もいなかった。」としている。</p>

国立・私立別	大学名	転学事例の内容
		<p>平成 11 年度転校手続(国籍タイ、大学院システム情報科学府)：平成 11 年 4 月に B 大学大学院システム情報科学研究科(電気電子システム工学専攻)に研究生として入学したが、所属の研究室は電力システムのハードウェアの研究が中心であり、本人の希望する研究内容(電力システム制御)とは異なっていたため、希望を取り入れ、平成 12 年 4 月、電力システム制御を主に研究している I 大学大学院工学研究科システム情報工学専攻博士課程へ転学した。</p>
		<p>平成 11 年度転校手続(国籍ウルグアイ、経済学部)：平成 11 年 4 月に B 大学経済学部経済学科に研究生として入学したが、本人の日本語能力では B 大学大学院への進学は困難であり、本人も希望していた英語による入試が可能な J 大学外国語学研究科地域研究専攻(ラテンアメリカ経済等研究)へ、平成 12 年 4 月、転校した。本人は日常生活上の日本語能力には問題なかったが、入学後の留学生センターでの半年の集中的な日本語研修を行っても専門書が十分読めず、B 大学大学院への進学は困難であった。</p>
		<p>平成 12 年度転校手続(国籍ベトナム、工学府)：平成 12 年 4 月に B 大学大学院工学研究科(応用化学部門機能組織化学講座)に研究生として入学したが、) 母国では石油化学部門に勤務しており、現在所属している研究科では、自分が希望している触媒に関する研究を十分に行うことができず、帰国後の活躍に支障が出る恐れがある、) K 大学は、酸化セリウム触媒の酸素貯蔵能及び酸化反応活性等の研究を行っており、当該研究分野において指導的な役割を果たしているとの理由により、平成 13 年 4 月、K 大学大学院工学研究科修士課程(物質工学専攻)へ転学した。</p>
		<p>平成 12 年度転校手続(国籍ベトナム、法学府)：平成 12 年 4 月に B 大学大学院法学研究科に研究生として入学したが、本人の希望が就職の関係から知的所有権に関する知識を深めることにあり、さらに、来日後の指導を通じて、本人の関心が W T O における知的財産の貿易関連に関する協定にあることが判明したため、) 本人の関心に最も近い講座が A 大学に開講されていること、) A 大学はベトナム法整備支</p>

国立・私立別	大学名	転学事例の内容
		<p>援の協力校としてベトナムと密接な協力関係にあること、) 高度専門人養成コースは、英語と日本語を併用したカリキュラムが準備されており、本人の語学力に適していること等を総合的に判断して、平成 13 年 4 月、A 大学大学院法学研究科博士前期課程高度専門人養成コース(国際経済法専攻)へ転学した。</p> <p>平成 13 年度転校手続(国籍セネガル、生物資源環境科学府)：平成 11 年 10 月に B 大学大学院農学研究科に研究生として入学し、修士課程を修了後、博士後期課程に進学を希望し、進学後は海藻類研究において最も基礎的な分類学的知識を充実させることを強く望んでいた(帰国後の活躍には分類学的知識は不可欠である)が、同大学の研究室の研究内容は生態学的研究が中心であり、本人の希望に沿うことが無理であったので、平成 13 年 4 月、日本で大型海藻類の分類学的研究を活発に行っている I 大学大学院理学研究科へ転学した。</p> <p>平成 14 年度転校手続(国籍ブラジル、人間環境学府)：平成 11 年 10 月に B 大学大学院人間環境学研究科都市建築学部門に研究生として入学したが、修士課程修了時に、照明環境の快適性評価や主観評価に関する研究を行い、研究テーマを広げ進める上で関東地区の大学の大学院に進学したいとの希望があり、このため、平成 15 年 4 月、L 大学大学院自然科学研究科博士後期課程(人間地球環境科学専攻)へ転学した。</p>
私立	C 大学	<p>平成 14 年にポーランドの学生(1 人)が当大学を希望したため進学を許可した。しかし、国費留学生の扱いを延長するためのルールが変更されており(非正規生の期間が日本語予備教育の期間を含め通算 1 年以内でないと、国費留学生扱いの延長が認められなくなった)、当初予定していた日本語予備教育(半年間)、当大学の研究生(1 年間)を経て、当大学の博士課程に進学すると、国費留学生扱いの延長ができなくなることが判明、他大学への転校を許可した事例がある。その詳細は、次のとおりである。</p> <p>平成 14 年度に、大学と交換留学に係る協定を締結しているポーランドの学校の学生が、当大学大学院への入学を希</p>

国立・私立別	大学名	転学事例の内容
		<p>望した。</p> <p>平成 14 年 6 月に、文部科学省から、大使館推薦による国費外国人留学生（研究留学生：当大学の在学期間は、平成 15 年 4 月～16 年 3 月）として受け入れる旨の連絡があった。</p> <p>この学生は、当大学に研究生として 1 年間在籍した後、当大学の博士課程に進学を希望しており（国費留学生待遇は、その時点で延長することを希望）、平成 14 年 10 月 3 日に来日し、M 大学留学生センターの日本語研修コースで半年間（平成 14 年 10 月～15 年 3 月）の日本語予備研修を開始した。</p> <p>平成 14 年 10 月 29 日、この学生から、予定どおり研究生として 1 年間在籍した後、大学院に進学した場合は国費留学生取扱いの延長ができないのではないかと問い合わせがあり、そのとおりであることが判明した。</p> <p>平成 15 年 10 月に当大学の大学院に在籍していないと国費留学生扱いの延長ができないが、当大学の大学院には秋季入学制度が無いこと、また、平成 15 年 4 月に入学しようとしても、外国人留学生の当大学の大学院への受験資格は、日本留学試験の日本語科目が 250 点以上となっており、この時点では、日本留学試験を受験することも困難なことが判明（受験時期は、6 月又は 11 月）。</p> <p>この学生は、外国人留学生に日本留学試験の成績を求めている N 大学大学院の一般入試を受験・合格し、平成 15 年 4 月から N 大学大学院に入学し、国費留学生扱いを続けている。</p>
	D 大学	<p>授業や論文作成（日本語出の論文でないと認められない）に使用する言語の都合で平成 14 年度に他大学に転校した例が 1 件あった。</p>
	E 大学	<p>日本語能力の関係で授業についていけず、平成 10 年度に大学院で転校した例が 1 件ある。また、大使館推薦の研究留学生の私立大学への配置が極端に制限された時期（平成 10 年度以降）があり、その時期に本学での研究を強く希望し、また本学の教員から受け入れ内諾が出ていたにも関わらず他大学に配置されてしまったことがあった（具体的数は不明）。</p>

（注）当省の調査結果による。

資料 3 - 7 - 1

東京外国人雇用サービスセンターの新卒留学生向け求人情報

求人番号	受理日	学歴	職種	就業場所等	応募条件
		事業内容			
留00101	9月13日	高専・短大・大学・大学院 オンラインゲームの運営等	翻訳 交渉	大阪市中央区	日本語中国語 (広東語) ビジネスレベル

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

資料 3 - 7 - 2

八ローワーク・インターネットサービスの求人一覧画面

番号	職種	賃金(税込)	就業時間/週休 二日	産業	整理番号	沿線・勤務地
1	営業員(東京/環境機器販売)	347,000~ 430,000	8:30~17:30土 日祝/その他	一般機械器具製造業	0123-123456	東京都千代田区

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

資料 3 - 7 - 3

八ローワーク・インターネットサービスの求人企業名等を含む詳細情報

事業所名	株式会社
所在地	001-0010 札幌市北区 条 丁目 番号 ビル
電話	011-727-
事業内容	パーキング・環境・物流の3部門からなり、オリジナル商品も製造。
職種	営業員(東京/環境機器販売)
産業	一般機械器具製造業(事務用・サービス用・民生用機械器具製造業)
就業形態	一般
雇用期間	常用
年齢 年齢制限の理由 免許	35歳~50歳 商品等の特性から業務遂行上必要
就業時間 休憩時間 時間外 賃金形態 賃金 休日 週休二日 年間休日 育児休業取得実績	8:30~17:30 60分 月給制 347,000~430,000 日祝他 その他 110日 無し
就業場所	東京都千代田区
従業員数	当事業所9人(うち女性5人)企業全体10人
加入保険 定年制・再雇用 住宅 マイカー通勤 通勤手当	雇用 労災 健康 厚生 有・無 単身(無/入居不可)世帯(無/入居不可) 不可 無
仕事の内容	環境部門機器の企画及び営業活動全般を行う。*履歴書・紹介状を札幌本社宛郵送、書類選考の上後日面接日当連絡、大卒以上、経験者優遇
採用人数	1人
備考	
整理番号	1234-5678
受理年月日	平成16年9月13日
有効期限日	平成16年 月 日
受理安定所	札幌北公共職業安定所

(注) 厚生労働省の資料に基づき当省が作成した。

今後充実を希望する支援（複数回答）

（単位：人、％）

回答内容	回答数	回答率
国の奨学金等の給付	641	37.9
授業料減免措置	590	34.8
留学生宿舍、学生寮、公的宿舍への入居	454	26.8
日本企業での就職希望者への職業紹介等	399	23.6
地方公共団体、民間団体等からの奨学金の給付	313	18.5
宿舍費の補助	224	13.2
資格外活動許可の緩和	135	8.0
宿舍入居に係る身元保証、債務保証等	124	7.3
医療費援助措置	108	6.4
社員寮の提供	31	1.8
その他	27	1.6
無回答	553	32.7
回答者総数	1,693	100.0

- （注）1 当省の在邦留学生に対するアンケート調査結果による。
 2 複数回答のため、回答数の合計は回答者総数と一致しない。
 3 無回答には無効回答としたもの（指定した回答数（3つ以内）より多く回答しているもの）を含む

資料 3 - 7 - 5

就職を希望する留学生に対する就職支援状況

(単位：校、%)

区分	調査数	所属科に おける紹 介	掲示板へ の掲載	学内専担 部署の設 置	公共職業 安定所紹 介	その他、 独自支援	日本人学 生と同じ 支援	不明	なし
国立大学	21	14	13	6	0	10	10	0	2
	割合	66.7	61.9	28.6	0.0	47.6	47.6	0.0	9.5
私立大学	36	8	15	23	6	25	14	0	0
	割合	22.2	41.7	63.9	16.7	69.4	38.9	0.0	0.0
短期大学	6	1	2	1	0	1	2	1	3
	割合	16.7	33.3	16.7	0.0	16.7	33.3	16.7	50.0
高等専門 学校	6	6	1	1	0	2	2	0	0
	割合	100.0	16.7	16.7	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0
専修学校	12	0	0	4	0	2	3	0	6
	割合	0.0	0.0	33.3	0.0	16.7	25.0	0.0	50.0
合計	81	29	31	35	6	40	31	1	11
	割合	35.8	38.3	43.2	7.4	49.4	38.3	1.2	13.6

(注) 1 当省の 81 大学等の調査結果による。

2 「公共職業安定所紹介」は、「外国人雇用サービスセンターの紹介」が 4 校、「ハローワークの紹介」が 2 校である。

資料 3 - 7 - 6

在留資格「留学」又は「就学」から就労のための在留資格への変更申請件数の推移

(単位：件、%)

区分 \ 年度		平成 10	11	12	13	14	15
申請件数	(a)	2,663	3,071	3,039	4,132	3,600	4,254
	指数	(100)	(115.3)	(114.1)	(155.2)	(135.2)	(159.7)
許可件数	(b)	2,391	2,989	2,689	3,581	3,209	3,778
	指数	(100)	(125.0)	(112.5)	(149.7)	(134.2)	(158.0)
許可率 (b/a × 100)		89.8	97.3	88.5	86.7	89.1	88.8

(注) 1 法務省「出入国管理統計年報」に基づき当省が作成した。

2 () 内は、平成 10 年度を 100 とする指数である。